

令和元年9月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

令和元年9月20日・25日

場 所 第2委員会室

令和元年 9 月 20 日 (金曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費
用弁償に関する条例

○議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の
一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例

○議案第16号 財産の取得について

○報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県立芸術劇場
公益財団法人宮崎県私学振興会
- ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策(平成30年度)について

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・「新しい『ゆたかさ』展開プログラム」の政策
評価結果について
- ・東京2020オリンピック聖火リレー等の準
備状況について
- ・県指定統計条例の改正について
- ・宮崎カーフェリー株式会社の新船建造につ
いて
- ・宮崎空港の国際定期便の状況について
- ・宮崎県消費者教育推進計画の一部見直しにつ
いて
- ・国文祭・芸文祭みやざき2020 一年前イ
ベントの開催について
- ・県プール整備に係るPFI手法導入の検討に
ついて

出席委員(8人)

委 員 長	日 高 陽 一
副 委 員 長	脇 谷 のりこ
委 員	坂 口 博 美
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	武 田 浩 一
委 員	高 橋 透
委 員	重 松 幸次郎
委 員	来 住 一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	松 浦 直 康
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活・文化祭担当)	小 堀 和 幸
総 合 政 策 課 長	小 倉 佳 彦
秘 書 広 報 課 長	児 玉 憲 明
広 報 戦 略 室 長	松 野 義 直
統 計 調 査 課 長	長 倉 健 一
総 合 交 通 課 長	大 東 収
中山間・地域政策課長	日 高 正 勝
産 業 政 策 課 長	米 良 勝 也
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	渡久山 武 志
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	水 口 圭 二
みやざき文化振興課長	日 吉 誠 一
国 民 文 化 祭 ・ 障 害 者 芸 術 文 化 祭 課 長	坂 元 修 一
記紀編さん記念事業 推 進 室 長	河 野 龍 彦
人権同和対策課長	磯 崎 史 郎

情報政策課長	鎌田伸次
国民スポーツ 大会準備課長	岩切喜郎
総務部	
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
総務部次長 (総務・市町村担当)	横山幸子
総務部次長 (財務担当)	小田光男
危機管理局長 兼危機管理課長	温水豊生
総務課長	棧亮介
人事課長	田村伸夫
行政改革推進室長	平山文春
部参事兼財政課長	吉村達也
財産総合管理課長	横山直樹
防災拠点庁舎整備室長	楠田孝蔵
税務課長	永田耕嗣
市町村課長	石田渉
総務事務センター課長	満行智浩
消防保安課長	室屋利春

事務局職員出席者

議事課主査	本田雄毅
総務課主事	浜砂貴裕

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましてはお手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第6号及び第9号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付の資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっております。その回答でありますので、参考にしてください。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日は、どうかよろしくお願いたします。

まず初めに、お礼を申し上げたいと存じます。

9月16日に行われました、第34回国民文化祭・にいがた2019、第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会の開会式におきまして、日高委員長と重松委員に御出席をいただきました。大変お忙しい中、まことにありがとうございます。

2020年のみやざき大会の本番まで残り1年余りとなりましたけれども、引き続き県議会の皆様方の御尽力もいただきながら、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いたします。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます総合政策部所管の議案等につきまして概要を御説明させていただきます。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会の資料をごらんいただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、左側の目次をごらんいただきたいと思います。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算」であります。

右側の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

総合政策部の一般会計補正額は、上の表になりますが、一般会計の表の一番下にありますように1,069万6,000円の増額であります。内容につきましては、担当課長より御説明させていただきますけれども、佐土原駅のバリアフリー化整備に関する設計への補助、みやざきの神楽の魅力発信、そしてマイナンバーカードの普及促進のための補正となっております。補正後の一般会計予算額は、この表の一番右の欄にありますように165億568万7,000円となります。

左のページの目次にお戻りいただきたいと思います。

Ⅱの報告事項でございます。ごらんのように、今回は法令に基づく議会への報告事項が2件ございます。

まず、県が出資しております法人等の経営状況についてであります。総合政策部所管の2つの法人、公益財団法人宮崎県立芸術劇場、そして、公益財団法人宮崎県私学振興会につきまして御報告を行うものであります。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策についてでございますが、宮崎県中山間地域振興条例第7条第2項に基づいて、平成30年度に実施いたしました主な施策を報告するものであります。

続きまして、その他報告事項でありますけれども、ごらんのように、本日は政策評価の結果など8件の報告事項がございます。詳細につきましては、後ほど担当課長からそれぞれ御説明をさせていただきます。

私からは以上であります。

○大東総合交通課長 それでは、総合交通課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の令和元年度9月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

総合交通課の補正予算につきましては、この表、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり420万円の増額補正をお願いしています。補正後の額につきましては、右から3列目10億8,696万3,000円となります。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。5ページをお開きください。

上から4行目、(目)計画調査費の(事項)地域交通ネットワーク推進費で、説明欄の1、新規事業「佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業」であります。事業内容につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料に移っていただきまして、2ページをお開きください。

新規事業、佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業であります。

佐土原駅につきましては、特急列車停車駅でありまして、1日の利用者数が2,000人を超えております。ほとんどの列車が停車いたします2番線、3番線のホームには階段を利用しなければいけないという構造になっていまして、高齢者や障がい者の方の安全かつ円滑な利用の支障となっている状況になっております。

このため、1の事業の目的・背景にありますとおり、JR九州が行う佐土原駅のバリアフリー化整備に対しまして、地元自治体である宮崎

市と協調して支援を行うことにより、鉄道を利用する高齢者、障がい者等の移動の円滑化、安全性を向上させまして、誰もが安心して利用できる公共交通機関としての充実強化を図るものであります。

2の事業の概要をごらんください。予算額は420万円を予定しております。財源は一般財源であります。事業期間は、令和元年度から令和2年度までを予定しております。事業内容でありますけれども、JR九州が行います佐土原駅のバリアフリー化整備に対しまして支援を行うものでありまして、今年度は、令和2年度に予定しております本工事に向けまして、既設の跨線橋へのエレベーター2基の設置及び多目的トイレなどに係る設計に関する補助を行います。この設計にかかります事業費は2,520万円となっております。そのうち県が6分の1を補助することにしております。先ほど御説明いたしましたとおり、補助額は、その結果420万円となっております。

事業効果といたしましては、高齢者、障がい者の方の鉄道利用に不可欠な利便性、安全性の向上が図られると考えております。

説明は以上でございます。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算案につきまして御説明をいたします。

お手元の令和元年度9月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額にありますとおり375万3,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、右から3列目3億131万7,000円となります。

補正の内容につきましては9ページをお開き

ください。

上から4行目、(目)観光費の(事項)記紀編さん記念事業費で、説明欄の1、みやぎの「宝」を世界ブランドへ！神楽の魅力発信推進事業の増額でございます。これは、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施しております日本博の事業として、県外での神楽公演が採択されたことにより補正を行うもので、みやぎの神楽の魅力を県外で広く発信し、本県への観光誘客を促進するため、今回、新たに大阪府にあります国立文楽劇場において神楽公演を行うものでございます。

説明は以上であります。

○鎌田情報政策課長 それでは、情報政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の令和元年9月補正歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

当課の補正予算は、左から2列目にありますとおり、一般会計274万3,000円の増額をお願いしております。補正後の額につきましては、右から3列目にありますとおり13億6,876万9,000円となっております。

概要につきましては、1枚おめくりいただきまして13ページをごらんください。

今回、補正をお願いしておりますのは、一番下の欄の(事項)電子県庁プロジェクト事業費で、その下の説明欄にありますとおり、新規事業「マイナンバーカード普及促進事業」であります。

事業内容につきましては、委員会資料で御説明させていただきます。

総務政策常任委員会資料の3ページをお開きください。マイナンバーカード普及促進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、国が、マイナ

ンバーカードについて、健康保険証としての利用等を順次実施することにあわせまして、市町村と連携して、県全体を対象とする広報やイベントを実施することにより、県民のマイナンバー制度の理解を深め、マイナンバーカードの普及を促進するものであります。

2の事業概要ですが、予算額は274万3,000円、財源は全額国費でございます。事業期間は令和元年度——本年度中でございます。

事業内容ですが、①の各種媒体を活用した広報の実施につきましては、国の広報と連動しまして、地元の新聞やインターネットなどを活用して、マイナンバー制度及びマイナンバーカードの利便性向上等に関する広報を行うものであります。

また、作成しました広報素材につきましては、市町村に提供することで、市町村の取り組みを支援していきたいと考えております。

②の普及啓発イベントの開催につきましては、県内の集客施設等で、市町村と共同でマイナンバーカードの申請補助等を行うイベントを実施するものでございます。

3の事業効果といたしましては、さまざまな媒体を通じた広報や市町村と連携したイベント等を実施することで、県民のマイナンバー制度等についての理解が深まりますとともに、マイナンバーカードの普及につながるものと考えております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○来住委員 佐土原駅のバリアフリー化に関する事で、もう少し教えていただきたいのですが、1つはJ R九州が駅舎等の整備を行うとき

に、国、県、市町村などが補助をする——今回、補助をする基準です。つまり、何を言いたいかといったら、本来はJ Rがやるべき仕事だと思います。それを、各自治体にも補助を求めるわけですけど、佐土原駅のバリアフリー化については、J Rがもともと企画をして、そして県や宮崎市に対して、これだけ出してくれんかというような相談をされているのか。逆に、むしろ宮崎市が、ぜひそれをしたいとJ Rにもお願いしているのか。具体的にその辺の内容についてちょっと教えていただきたい。

○大東総合交通課長 バリアフリー化につきましては、バリアフリー法という法律がございまして、2020年度までに、1日の利用者数が3,000人以上の全ての駅のバリアフリー化を目指すという国は言っております。J R九州としましては、利用者が2,000人以上の駅につきましては、地元自治体との協議が整ったところから順次整備を行っていくという方針でいっております。

今回の佐土原駅につきましては、平成27年度以降、宮崎県鉄道期成促進同盟会——自治体とかから構成するんですけども、そこからJ R九州に対しましても、バリアフリー化の要望を例年行ってきておりました。その要望を受けた形で、J R九州のほうでバリアフリー化の事業を検討されて、国に対する国庫補助申請を行ったところ、それが採択されたということで、国が3分の1の補助ということになっておりまして、J R九州が3分の1を負担。残り3分の1について、県と宮崎市で折半で負担をするという事業のつくりになっております。

○来住委員 例えば2,000人以下とか乗降客が非常に少ない駅舎の整備とか、そういうときもJ Rはそうやって提案ができるんですか、そこに。1日500人とか1,000人しかいないところで、バ

リアフリーだけでなく、駅舎のいろいろな改造だとか、トイレの改造だとか、そういうときにJRがそうやって市町村、国や県に対してそういうことができるのでしょうか。

○大東総合交通課長 今回はバリアフリーというところで今回の事業化がなされておりますけれども、駅全体、いろんな整備があると思います。これにつきましては、基本的にJRのほうで御判断されるのが原則になります。

あとは、個別にJRと地元自治体の協議が整えば、そこに地元自治体は何らかの支援をするとか、駅舎自体をJRから地元の自治体に移譲されて、そうした上で地元自治体が整備をするといったようなことは行われているところでございます。

○来住委員 どことは言わないけれど、吉都線で、トイレがとにかく汚い。無人の駅のトイレなんか、物すごく利用しにくい、利用しようと思わないぐらい。地域によっては、高齢者の方々が一生懸命管理をしているのもありますけれども、そうでない駅舎もあるし。もっとそこら辺はJRを含めて、考えていただきたいなというのがあります。

もう一つ関連して、令和2年度に本工事が行われるわけですが、これの工事費はおよそどのくらいになるのでしょうか。それに対して、県は6分の1出すの。

○大東総合交通課長 工事費全体としましては、現在のところ2億6,300万円余を予定しております。令和2年度分として2億3,800万円余を予定しております。したがって、この6分の1の補助となりますので、令和2年度の補助額の見込みとしては3,970万円余、合計で4,390万円余を予定しております。

ただ、これは現時点での見込みでございませ

て、今後の設計の結果によりましては、金額の変動は見込まれるところでございます。

○武田委員 マイナンバー普及促進事業について、全額国庫なんですけど、今現在の県内各市町村の現状と、この事業をすることによって、どれくらいの目標値を考えられているのかお伺いしたい。

○鎌田情報政策課長 現在の交付枚数でございますが、直近で令和元年8月末現在でございますけれども、交付枚数が20万9,173枚となっております。人口に対する交付率につきましては19.0%です。ちなみに交付率は、今のところ全国1位の数字となっております。

今後の交付の見込みでございますが、これにつきましては、国が一応、今後の交付数の見込みということで、全体的な計画をつくっております。それによりますと来年度、令和2年度末までに交付率として50%前後、令和3年度末につきましては8割前後ということで、あわせて、令和4年度中にはほとんどの住民がカードを持つというような計画でございます。この根拠としましては、常任委員会説明資料でも記載しておりますが、国のほうで、健康保険証として今後利用するというので、それにつきましては、医療機関とのいろんな整備が必要なんですけど、それを大体令和4年度中には終えるということで。そういうことを想定して、令和4年度中にはほとんどの住民がカードを持つということで計画しております。

我々も、今後はそういった数字を見ながら、今回の制度について普及啓発をいたしますとともに、県民の取得について、円滑に進めるように市町村と連携して、体制整備等を進めていきたいと思っております。

○武田委員 今までいろいろやってこられた中

でなかなか普及が進んでいないということで、これをやることによって、県独自に県内市町村と、ことしどのくらいまで上げていこう、来年度は上げていこうということが必要だと思うんです。

もう一つ、各種媒体を活用した広報の実施なんですけど、これがどれだけの効果があるのか。今現在、多種多様なところで、地元の新聞とかインターネットを活用した広報活動を県内でも各市町村やられていますけれど、なかなか効果が見えない。せっかくやられるのであれば、やはり目標値を設定して、きっちりと新聞とかインターネットとかでこう上がりましたというところがないと、毎年予算は使っていくんだけど——普通の民間であれば、常に数値目標の達成状況を確認しながら、目標達成に向かっていくんですが、市町村も含め、県も、国もですが、なかなかそこらあたりが、終わってみたらできました、できなかったというところで終わっているような気がするんです。やはり、しっかりと目標設定をして、していくべきだと思うんですが、そこらあたりはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○鎌田情報政策課長 まず、この計画についてでございますが、一応、国のほうで、各市町村ごとに交付が円滑に進むよう数値目標を定めて、計画を立てるようになっております。全市町村、10月末までには今後の交付計画を策定して、それに対して、恐らく国の計画によりますと、今後、急速に取得がふえてくるだろうということで、どのように体制を整備していくかとか、どういうふうにPRしていくかとか、そういったことも含めて、計画に盛り込んでいくことになっております。

今回、国のほうも、マイナンバーにつきまし

てはかなり普及に力を入れておまして、今回の消費活性化の対策もそうですが、一番はやっぱり健康保険証として利用するというので、利便性がこれまで以上に感じられるところも出てくるのかなということで、今からになりますけど、国も政府広報——テレビコマーシャルとか、新聞等を通じてコマーシャルをするとともに、ポスター、リーフレット等も自治体等に配って、いろんな公共施設等に配布する、あとは多様なメディアということで、国もいろんな大型商業施設での動画放映とか、雑誌広告に載せるとか、そういったことをやっていく形になっています。

我々もそういった国が行う広報でできない部分、例えば、国は全国紙の新聞に載せることになりますので、我々は地元の新聞等に掲載するとかいったことと、この事業には抜けていますが、マイナンバーカードを申請するのになかなかわからない人もいらっしゃると思いますので、商業施設等でそういう申請の補助もできるようなブース等を設けて、啓発等をしていきたいと思っております。

○武田委員 最後にしますけど、例えば県の職員の皆さん、市町村の職員の皆さんに、100%近くやっていただくというのが1つ。それと、担当窓口が1日に何人声をかけるとか、電話で何人するとか、きめ細かな実施というか、やるのは市町村が中心になると思うんです。どうしても直接かかわるのは、そこらあたりをしっかりと。今までどおりの新聞とかインターネットに出すだけ、パンフレットを置くとかということは、今までずっとマイナンバーに限らずやられてこられたと思うんです。ただ、結果に対して、やはり民間と行政の組織の違いというか、立場の違いというのがあると思うんです。民間は結果を求めていくという。

聞くところによると、健康保険証も併用という形、ただ、マイナンバーカードが健康保険証として使えますよというだけでは、やはり弱いんじゃないかなと。手間暇がかかる人、なかなか役所やほかに行けない人とかいっぱいいますので、そこらあたりを、実際、担当である方とか、民生委員が使えるかどうかわかりませんが、そういうところと連携するのか、しっかりと国民の皆さん1人1人に会っていかないと、ただ媒体を使って広報活動しても、なかなかふえていかないんじゃないかと思えますので、そこはしっかりと。終わって見たら、結局50%行かなかったみたいな感じでは大変ですので、しっかりと対応していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○鎌田情報政策課長 職員の取得につきましては、基本的には総務部で所管しております、今回は地方共済組合のほうで取得促進をしていくような話を聞いております。具体的には、それぞれの所属に個人の名前が入った申請書を配るなどして、具体的に取得を促すようなことをするように聞いております。

あと、市町村につきましても、窓口でただ待っているだけではなくて、例えば、ある程度事業所単位とか、そういうところに市町村職員が出向くなどして、申請を一遍にするとか、そういうことも考えられますので、今後、市町村としっかり連携しながら、きめ細やかな普及啓発をしていきたいと思っています。

○坂口委員 僕もこのカードを持っていないんですけど、1つは必要性がない。ただ、今回、保険証と併用ということでの必要性は具体的に出てきたかなと。ただ、これが誘導策での交付率の向上という。保険証は、今既に持っている権利だから、保険証で医療を受ける。これを保

険証での保険の適用はできませんよということでは100%交付しない限りは無理なものだから、ずっと併用が続く。なぜ普及しないかということ、必要がないのとあわせて、もし利用するとしたらどんなふうになるんだって、何が自分の周りに起こるんだっていうのも漠然としている。何か起こるはずだと。それがまた今、情報の漏えいとか、あるいはそれを意図的にやる詐欺行為みたいなものとか、毎日のように続いています。そこに権利が乗つけられたらなおさら心配だという。僕だったら最後まで併用でいこうと思っています。

だから、これ抜本的な対策というのは誘導方式じゃなくて——今のは誘導方式です。やっぱり心配な点を排除する、全く心配ありませんよと、なくしても、あるいは番号が盗まれても、そこに権利が乗っていれば、なおさら不安なものですから、そのところが大切です。これらについての対応——安心なんですよと、絶対心配ないよと、なくしても、これでちゃんと保護されますというものについて、今の心配を払拭することは、この広報活動の中で何か考えておられるんですか。

○鎌田情報政策課長 委員からの御意見にありましたように、確かにマイナンバーにつきましては、いろんな事情で普及しないということがあります。国が平成30年10月に世論調査をやっております、何でカードを取得しないんですかという内容なんです、一番多いのは、先ほどお話がありましたように、必要性がないからというのが半分以上となっております。

その一方で、やっぱり個人情報漏えいが心配とか、紛失するのが本当に怖いという方々が25%ぐらいいらっしゃいます。4分の1の方は不安だから取得しないんだということで、我々も、

国も含めてそうですが、その辺についてはかなり問題意識を持っております。

現状としましても、このマイナンバーカードにつきましては、身分証明書で顔写真があるということで、例えば紛失して、誰かが利用したときには、顔がよく似てれば別ですけど、通常のならすまは、写真が載っていて難しいということ。あと、裏にICチップがあるんですが、その中には今後のデジタル社会でいろいろ利用できるように、いろんな電子的に個人を証明する仕組みとかが入っているんですが、ただ、例えば税の手続とか、年金の手続とか、マイナンバーを使ってやりますが、そういった情報は一切その中には入っておりません。また、仮にそのICチップに第三者が……。

○坂口委員 将来の心配があるから、それをどう排除するのかなんです。そういうのがあるから、やっぱり申請できないわけであって。だから、それをどう排除するかが、今後の交付100%を目指すのに一番大事だよと言っているんです。25%の人が理解しなかったら75%どまりでしょう。その人たちが、やっぱり嫌だ、心配だ。顔写真があると言ったけど、こんなの幾らでも見逃しています。

だから、そういう心配を持っている25%の人にどう安心を与えるのかを広報活動ではかなりの比重を持たせないと、思惑どおりにはいかないんじゃないのということ。そのところは、広報活動の中で重きを置いて考えているんですか。

○鎌田情報政策課長 確かに、そういうことが非常に重要だと思っておりますので、今回の広報活動につきましても、制度そのものの、例えば消費活性化の利用ですよというところよりも、マイナンバー制度自体の理解がまだ進んでいな

いと思いますので、その辺をしっかりとPRをしていくことと、そういった不安解消に向けて、県民が安心して取得できるように、やっていきたいということで、国に対しても、そういったセキュリティ対策については引き続きしっかりやるように、全国知事会等を通じて要望してまいりたいと思います。

○坂口委員 ちょっと鈍いような気がするんですけど、本当です。心配な点は、なくしたときはどうなるのか。使えないようになったけど、なくしたら見つかるまで心配です。自分の番号が漏れたとなったら、12桁の1人ずつ持っている番号のチェンジなんて、これはなかなか用意ができないです。

話が飛んでしまったけれど、今度の消費税率アップに対しての5ポイント還元だ、2ポイント還元だ、やれ何だについても、これは誘導策です。最初に予算を上げてない誘導策。そうじゃなくて、やっぱりこれは法整備をやって、法に基づいて予算を組んで執行して、法だったらその裏には罰則もあるだろう。防護策も出てくるだろう。だから、順序が逆なんです。思いつき、考えつきで、国民に何か餌ぶらさげて、そこに誘導しよう。まき餌をまいて魚を集めようって、これじゃだめだと言っている。そこで失敗したら、次まただんだん信頼をなくしていく。

だから、対象の人たちが信頼をしていって、素直にその手続をとっていくというものになって。僕の場合は、物すごい、ここに不安感を持っています。僕はまだ完全に安心できないよ。だから、そうじゃない、率先しなければいけない立場に今置かれているかもわからないけれど、俺は最後まで多分申請しないだろうなと言っているんです。だから、私を安心させてくださいということ。私もその流れには乗りたいんだ

けれども、それ以前に不安なものがあって、どうもやっぱり乗っかれないなど。強制的に誘導されて、それしかないようになればやるけれど、それまではやっぱり併用でいいですよと。自分の権利の行使は、煩わしくても、手続を自分で踏みながらでIT化に乗っからない、アナログでもいいです。やっぱり自分は安心を優先しながら自分の権利を行使しようという、そこを排除してくれと言っているんです。

○鎌田情報政策課長 確かに、我々いろんな対策を講じましても、やっぱり100%不安……。

○坂口委員 そんなことは言っていない。考え方の問題。だから、法整備をやっぱり先行して物事をやっていかないと、法がない中に、メリット受けられますよ、便利ですよじゃ——今までやらなかった人の大きな心配が阻害要因になっているんだったら、心配を排除しないと、なかなか大変なんじゃないのということを言っているんで。時間をもったいないからいいです。

○来住委員 坂口委員がおっしゃるとおりで、全国で今普及率が13.9%です。つまり国民は全然必要としないからこうなっていると思うんです。

それで、ちょっとお聞きしますが、宮崎県が19%と言われましたから、都城はかなり高いと思うんです。市町村ごとのいわゆる普及率というんですか、それは持っていらっしゃるんでしょうか。持っていらっしゃったら、それを資料で出していただければ一番よろしいんですけど。

○日高委員長 資料を後日出していただくことは可能ですか。それでは、委員の皆さんに確認します。資料を要求することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、後日、市町村ごとの

マイナンバーの情報を出していただきたいと思えます。

○鎌田情報政策課長 資料を整理いたしまして、後日提出いたします。

○日高委員長 よろしく願いいたします。

○来住委員 これは国に聞かないといけないと思うんですけど、保険証がわりにすることになりますと、在留の外国人です。日本で仕事をされている方々も保険証を当然持っていますので、この人たちもこれを実際保険証がわりにしようというわけですから、そうなるんでしょうか。そこは国でないとわからないですか。

○鎌田情報政策課長 ちょっと私も詳細はわかりませんが、マイナンバーにつきましては、外国人でありましても、いわゆる住民票を持っていらっしゃる方には交付されておりますので、そういった方々につきましては対応できるんじゃないかなと思っています。そこはちょっと確実なことではございませんが、よろしく願いします。

○丸山委員 このみやざきの「宝」を世界ブランドのところなんですけど、これは当初予算でも1,000万円あるんですけど、この370万円ふえて、公演回数が追加になったということなのか、もう少し説明していただくとありがたいところですが。

○河野記紀編さん記念事業推進室長 記紀編さん記念事業におきましては、おっしゃったとおり、当初予算で、首都圏で2カ所、それから関西地区で1カ所、福岡地区で2カ所、県外の神楽公演を実施することにしております。

そういう中で、今回、補正をお願いしたのは、日本博——日本博と申しますのは、国が東京オリパラを契機として、その前後の期間で日本の文化を国内外に発信をしよう。美術展

でありますとか、舞台芸術とか、さまざまな文化を発信しようという国の大型プロジェクトであります。その募集が今年度に入ってございました。これを受けまして、県では採択日の関係もございましたので、9月以降実施するものが3件ございます。これは東京が2カ所、福岡が1カ所ですが、それに加えて、来年2月に大阪府の国立文楽劇場で日本博として、もちろん3つも含めてですけれども、全国各地で日本博として神楽公演をやります。その新しい分の来年2月にやる国立文楽劇場の神楽公演については、国のほうで——正確には事務局であります日本芸術文化振興会になりますが、そちらで経費を見てくださいという企画提案を行いまして、その分が今回採択となって、補正予算をお願いするものであります。

ですので、経費負担につきましては、新たに実施をする大阪府での分を、日本芸術文化振興会から委託として全額受けまして、県の負担はないということになります。

○丸山委員 私も昨年、国立劇場に神楽が出るということで、東京でも神楽に興味を持っている方が非常に多いんだと認識しているんですが、本当にこれがうまくつながって行って、最終的にはユネスコの無形文化遺産登録になっていただきたいという思いがあつて。これは来年の芸術祭のときにも、うまくつながっていけばいいかなと思っているんですが、無形文化遺産登録の状況はどうなっているんでしょうか。

○河野記紀編さん記念事業推進室長 神楽のユネスコへの登録に向けましては、直接所管する教育委員会と連携をしながら進めているところであります。状況を申しますと、日本からのユネスコへの無形文化遺産申請は2年に1回ということになっております。今は、ある地域の何

々という無形文化遺産を申請する形ではなくて、全国のカテゴリー、神楽だったら全国の神楽をまとめて申請をして登録をするという形になります。

そういう中で、今の状況を申し上げますと、今後、全国と同じカテゴリーをまとめてユネスコに申請をする——未審査案件というんですが、それが4件残っております。加えて、文化財ではないんですが、茶道や華道などの日本の生活文化も検討していくということになっております。

神楽につきましては、その中にまだ入っていない状況にはあるんですが——今申し上げました俎上には上がってはいるけれども、カテゴリー化がうまくいかないとか、あるいは保存のための措置がなかなかできないとか、そういった条件が整わない場合もございます。これは文化庁も認めているところですが、そういった状況にあります。神楽については、国の指定を受けたものが今、全国で38、本県では4つ、一番多いわけでありまして、そういう状況でありますし、あとこうやって情報発信も行っております。九州に神楽の保存団体が10ありますが、そこでは一応まとまって、ユネスコへの登録を目指していこうという動きもやっております。そういうことは文化庁にも高く評価をいただいておりますので、先行する競争相手もいるのですが、今後も教育委員会とも連携をして、さらに文化庁への働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○丸山委員 ユネスコ登録をしっかりと実現できるように頑張ってくださいと思っております。

○日高委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○日吉みやざき文化振興課長 それでは、地方自治法及び県条例に基づきまして、公益財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況等について御報告をいたします。

令和元年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についての21ページをお願いいたします。

初めに、平成30年度の事業報告についてでございます。

まず、1の事業概要ですが、この財団は、県立芸術劇場の指定管理者として、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の振興拠点としての役割を十分果たしていくように、多様な文化事業を企画、実施するとともに、積極的に活用されるように管理運営に努めたところでございます。

次に、2の事業実績についてであります。

(1)の県立芸術劇場の指定管理業務、施設の利用及び維持管理につきましましては、記載いたしておりますとおり、貸館業務、施設・設備の維持管理を行ったところであり、事業費は3億5,567万3,000円となっております。

次に、その下の(2)、(1)以外の指定管理業務等でございますが、4億5,176万6,000円となっております。

その実績といたしましては、右の欄ですけれども、まず、第23回宮崎国際音楽祭の開催であります。今回は16日間にわたり、15の公演、関連イベントを開催いたしまして、延べ入場者数が1万9,150人を記録したところでございます。

また、第24回の音楽祭開催のために、公演内容ですとか、出演者の調整など準備事業を実施したところでございます。

そのほか、その下の②一般公演事業のほか、③の自主企画制作公演事業、それからページをめくっていただきまして22ページになりますが、④教育普及事業、⑤芸術文化発信事業につきましましては、記載のとおり多様な公演・普及事業を実施したところでございます。

次に、経営の状況等についてでございます。24ページ以降に財務諸表がございますが、説明が重複いたしますので、ページが飛んで申しわけございませんが、同じ資料の165ページをお願いいたします。

出資法人等の経営評価報告書でございますが、まず、出資の状況でございます。総出資額が2億4,234万7,000円、県の出資額も同額でございます。県の出資比率が100%でございます。

次に、その下の欄ですが、県の関与の状況を示しております。

まず、人的支援でございますが、右側ですけれども、令和元年度の状況といたしまして、役員9名のうち県の退職者が2名、また、その3つ下の欄ですけれども、職員数が29名となっております。そのうち県の職員が1名、県の退職者が1名となっております。

次に、その下の財政指数等でございますが、平成30年度は委託料といたしまして6億8,484万6,000円を支出いたしております。その主なものでございますが、その下の欄、このページの真ん中よりちょっと下でございますが、まず、①の県立芸術劇場管理運営事業、劇場の維持管理等を行うものでございますが、指定管理料として3億1,839万9,000円を支出いたしております。

次に、②の宮崎国際音楽祭開催準備事業でございますが、この音楽祭の開催業務等を行うもので、指定管理料として9,835万6,000円を支出

いたしております。

さらに、④でございますが、県立芸術劇場の大規模改修事業は、劇場内の施設や設備の修繕を行うものでございまして、2億962万8,000円を支出しております。

次に、活動の指標でございます。このページの一番下のほうでございますが、まず、①の劇場の稼働率でございます。目標値77%でございますが、実績値が78.3%、達成率が101.7%となっております。

次に、②の主催公演の入場者率でございますが、目標値の70%に対しまして、実績値が64.8%、達成率が92.6%となっております。

それから、③でございますが、友の会の会員数、目標値が1,500人となっておりますが、実績値が1,672人、達成率が111.5%となっております。

次に、166ページをお願い申し上げます。

財務の状況でございます。左側が毎年度の収支状況を示しております正味財産増減計算書、右側が年度末の資産や負債の状況を示す貸借対照表でございます。

初めに、正味財産増減計算書の平成30年度の列をごらんいただきたいと思います。経常収益が9億4,758万5,000円、経常費用が9億4,325万3,000円、当期の経常増減が433万2,000円プラスとなっております。

それから、平成30年度の当期経常外増減額は500万円となっておりますが、これは基金の取り崩しが500万円あったことによります。

したがって、その下の当期一般正味財産増減額は933万2,000円となります。

これらによりまして、一般正味財産期首残高が1億9,232万8,000円から933万2,000円増加いたしました。2億166万円、これが一般正味財産の

期末残高となっております。

その下の当期指定正味財産増減額は63万7,000円のプラスとなっておりますので、指定正味財産期首残高2億6,125万1,000円にこれを加えまして2億6,188万8,000円が指定正味財産期末残高となります。

その結果、その下の正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計でございます。4億6,354万8,000円となります。

続いて、右側の貸借対照表でございますが、こちらも平成30年度の列をごらんいただきたいと思います。

資産は、流動資産と固定資産を合わせまして5億9,175万3,000円でございます。

負債、これは次年度の公演のチケットの販売収入などを含んでおりますが、1億2,820万5,000円となっております。

この資産から負債を差し引きました正味財産は4億6,354万8,000円となります。

正味財産の内訳でございますが、基本財産が3,000万円、基金などの特定資産が2億3,188万8,000円、一般正味財産が2億166万円となっております。

次に、その下の財務指標であります。

まず、管理費比率が目標値の51%に対しまして、実績値が64.4%、達成率が73.7%となっております。

それから2番目、②の入場料収入比率は目標値が36%でございますが、実績値が29.1%で、達成率は80.8%となっております。

次に、その下の欄でございますが、総合評価の欄、右側が県の評価になっております。

活動の内容につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、劇場の稼働率と友の会の会

員数につきまして、目標値を上回っておりますけれども、主催公演の入場者率が目標値を下回っております。

それから、財務内容につきましては、いずれの指標も目標値を下回ってはおりますが、経常収支は引き続き良好な状態にあります。

組織運営でございますけれども、これにつきましては、研修の充実や職員の企画力の向上、それから長期的な運営を見据えた人材育成の取り組みなど、充実強化が図られているところでございます。

これらを受けまして、その下の評価でございますが、活動内容、財務内容につきましてはB評価、そして、組織運営につきましてはAとしたところでございます。

続きまして、令和元年度の事業計画を御説明申し上げます。報告書の27ページにお戻りください。

基本方針につきましては、これまでと同様でございますけど、多様な文化事業を企画・実施するとともに、県民が積極的に創作や発表の場として活用できるよう管理運営を行うことといたしております。

2の事業計画でございますが、指定管理業務につきましては1億5,089万3,000円、それから(2)でございますが、それ以外の指定管理業務等につきましては4億3,397万9,000円となっております。

右側の欄の事業内容については、大きな変更はございません。

次に、29ページをお願いします。

今年度の収支予算でございます。

まず、一般正味財産増減の部の経常増減の部でございますが、経常収益につきましては、県補助金等収益が3億7,186万2,000円、それから、

チケットの収入とか企業協賛金などの事業収益が2億7,895万6,000円、合計で7億829万8,000円となっております。

経常費用につきましては、人件費の支出が1億3,182万9,000円、それから音楽祭や自主企画制作公演事業などの事業費の支出が5億7,371万3,000円など、合計で7億1,829万8,000円となっております。

これらの合計額となりますその下の当期経常増減額は、マイナス1,000万円となっております。

次に、その下、2の経常外増減の部でございますが、経常外の収益につきましては、基金取り崩しによる収益となりますけれども、1,000万円を計上いたしております。

経常外の費用はございませんので、経常外収益から経常外費用を除き、当期経常外増減額は同じく1,000万円でございます。

これらによりまして、一般正味財産期末残高は期首と同額の2億166万193円ということになります。

それから、指定正味財産増減の部でございますが、当期は1,000万円の基金を取り崩す予定となっておりますことから、一般正味財産への振り替えが1,000万円、当期指定正味財産増減額がマイナス1,000万円となります。

これらのことから、当期の指定正味財産期末残高は2億5,188万7,557円を見込んでおります。

一般正味財産、それから指定正味財産の期末残高を合わせた正味財産期末残高は4億5,354万7,750円となる見込みでございます。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場の説明につきましては以上でございます。

続きまして、条例に基づきまして、公益財団法人宮崎県私学振興会の経営状況等について御報告いたします。報告書の163ページをお開きく

ださい。

この法人は、私立学校の相互の連携、協調、それから教育の充実や振興を図りまして、本県の教育文化の高揚に資することを目的としておりまして、総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県の出資額が1億9,675万7,000円で、県の出資比率が46.2%となっております。

次に、その下の県の関与の状況でございますが、まず、人的な支援につきましては、右側の令和元年度の状況でございますが、役員数の合計が11名となっております、このうち県の職員が1名、県の退職者が1名。

それから、その3つ下の欄に職員数を掲げておりますが、職員数が6名でございます、うち県の退職者が1名となっております。

次に、その下の財政指数の内容ですが、平成30年度は、県の補助金8,014万9,000円となっております。

その内容は、その下の欄でございますけれども、まず、①の私立学校教育研修補助金でございます。これは、私立学校の設置者、それから教職員の資質向上を図る研修事業に対しまして、研修事業経費の2分の1以内を補助するものでございまして、決算額は230万円となっております。

次に、その下の②でございますが、私立学校退職金基金事業補助金、これは私学振興会が行っております退職手当資金の基金造成に対する補助を行うものでございまして、私立学校教職員の福利厚生の上昇を図るものとして、決算額は7,784万9,000円となっております。

次に、その下の実施事業でございますけれども、主なものを申し上げますが、①魅力ある学校づくり事業、これは外国人講師の招致ですとか、教育設備の購入費に対する助成でござい

す。

②教育研修事業と⑤退職手当資金給付事業は、先ほど財政支出の際に御説明したものでございます。

それから、一番下の欄の活動指標でございますけれども、①魅力ある学校づくり助成の利用件数が目標値12件、実績値が11件、達成度が91.7%でございます。

次に、②研修参加者満足度でございます。これは教育研修事業について、研修参加者に対して行ったアンケートによる満足度なんです、目標値が90、実績値が96.6となっております、達成度は107.3%となっております。

次に、164ページをお願いいたします。

一番上、財務状況の左側でございます正味財産増減計算書についてでございます。ここも平成30年度の列をごらんいただきたいと思います、経常収益は7億647万7,000円、経常費用が7億474万5,000円でございます、当期の経常増減額が173万2,000円となっております。

当期の経常外増減額がございませんので、当期の一般正味財産増減額は同じく173万2,000円となっておりまして、一般正味財産期首残高1,804万4,000円と合わせまして、期末残高が1,977万6,000円となっております。

また、指定正味財産につきましては、当期指定正味財産増減額がございませんので、指定正味財産期末残高は4億2,583万8,000円となりますことから、正味財産の合計の期末残高が4億4,561万4,000円となります。

それから、右の欄の貸借対照表でございますが、ここも同じく平成30年度の列をごらんください。

一番上の資産でございますが、流動資産、固定資産合わせまして56億6,281万円でございます

す。

また、その下の負債は流動負債、固定負債合わせまして52億1,719万6,000円でございます。

この結果、資産から負債を差し引きました正味財産が4億4,561万4,000円、うち指定正味財産が4億2,583万8,000円、一般正味財産が1,977万6,000円となっております。

次に、その下の財務指標でございますが、自己収入比率は目標値が10%でございますが、実績値が10.3%で、達成度が103%でございます。

それから、管理費の額の目標値が3,300万円でございますが、実績値が3,327万4,000円、達成度が99.2%となっております。

次に、③の教育研修事業の比率でございますが、目標値50%に対しまして、実績値が61.5%、達成度は123%となっております。

最後に、一番下の総合評価でございますけれども、右側が県の評価となっております。

教育研修事業においては、受講料等を徴収されておりますので、そういう財源確保、それから事務局経費の節減、研修メニューの充実による資質の向上、それから効率的な財産の運用やホームページによる情報公開などについて一定の評価ができると考えております。

また、主権者教育の研修など、ニーズに応じた取り組みを進めておられますとともに、退職手当資金給付事業、幼稚園の退職金事業につきましては、会員負担率を引き上げるなど、積み立ての健全化が図られております。

今後とも法令に基づき、適正な事務処理を行うとともに、退職手当資金給付事業、幼稚園退職金事業に係る積み立ての健全化、ホームページ等による積極的な情報交換に努める必要があると考えております。

このようなことから、その下の評価につきま

しては、活動内容B、財務内容B、組織運営もBとしたところでございます。

説明は以上でございます。

○日高中山間・地域政策課長 別冊資料としてお配りしております令和元年9月定例県議会提出報告書、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策についてをごらんいただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間としまして、また、前期の中山間地域振興計画におきましては、計画の目標を持続可能な中山間地域づくりとしまして、四角囲みにあります1から4の重点施策、仕事がある中山間地域づくり、子育て環境等の整備と移住・定住の促進、集落の維持・活性化と新たなきずなの創造等、安全・安心な暮らしの確保に取り組んできたところでございます。

2ページ以降に具体的な取り組み等を記載しておりますけれども、主な内容につきまして、委員会資料で御説明させていただきます。総務政策常任委員会資料の4ページをお願いいたします。

まず、中ほどの地図をごらんください。県の中山間地域振興条例で指定されております中山間地域の範囲を示したものでございます。緑色の部分が過疎法、山村振興法など、地域振興関係の5つの法律における指定地域で、紫色の部分が農林業センサス等での地域農業類型部分——そこが山間部、中間部と分類された地域となっております。この緑と紫の色のついた部分が本県の中山間地域となっております。

5ページをお願いいたします。

4つの重点施策ごとに、主な実施施策と目標

指標の達成状況を記載しております。

まず、(1) 仕事がある中山間地域づくりについてでございますが、1つ目の丸、農林業の担い手育成・確保と地域産業の連携による雇用組織の設置としまして、農林業への就業希望者に対する説明会や相談会の開催や就業するために必要な技術研修、作業受託や担い手育成の役割を担う農業法人への支援等を行ったところでございます。

2つ目の丸、地域特性を生かした産業の振興としましては、中小企業等に対し、経営改善や事業承継等の支援を、新たにワンストップ窓口で実施しまして、経営基盤の強化を図ったほか、果樹版集落営農組織の育成のため、省力化機械の導入等の支援に取り組んだところであります。

3つ目の丸、新たな視点に立った総合的な鳥獣被害対策の推進では、集落ぐるみで鳥獣被害を防ぐという観点から、集落被害対策ビジョンに基づきまして、自主的な被害対策を行う集落の支援、防護柵の設置、鳥獣被害対策マイスターの育成等、被害を減らす取り組みのほか、ジビエ処理加工施設の整備支援等、捕獲した野生鳥獣の活用の推進を図ったところでございます。

4つ目の丸、地域特性に応じた産業の振興に資する道路網整備の推進としまして、九州中央自動車道、雲海橋日之影深水間や、都城志布志道路、横市平塚間等が開通するなど、県内道路ネットワークの整備に努めたところであります。

関連する主な目標指標の達成状況でありますけれども、農林水産業の振興に係ります集落営農組織数ですとか、中山間地域等直接支払制度協定締結面積につきましては、高齢化でありますとか、リーダーとなるような人材の不足等もございまして、目標に達することができなかつたところでございますけれども、鳥獣被害対策

の指標については、目標を達成している状況にございます。

6ページをお願いいたします。

(2) の子育て環境等の整備と移住・定住の促進につきましては、1つ目の丸、地域全体での子育て支援等の充実で、未来みやざき子育て運動の推進ですとか、出会い、結婚、出産といったライフステージに応じた子育ての支援充実に取り組んだところでございます。

2つ目の丸、教育環境の整備・充実等では、地区生徒寮の運営ですとか、育英資金の貸与等を実施し、3つ目の丸、戦略的な移住等の促進では、宮崎ひなた暮らしUIJセンターを中心に、情報発信、相談体制の充実を図ったところであります。

関連する目標指標の達成状況につきましては、行政が把握できた移住世帯数につきましては、達成しているところでございます。

(3) の集落の維持・活性化と新たなきずなの創造等につきましては、1つ目の丸、自主的な活力の向上としまして、住民の話し合いを促進するツールとして、ひなたまちづくり応援シートを作成しましたほか、2つ目の丸、都市等との交流・地域間連携の促進としまして、中山間盛り上げ隊の派遣によりまして、都市住民が集落活動の支援を行うことを通じた交流の促進等に取り組んだところでございます。

関連する目標指標の達成状況につきましては、一番下の中山間盛り上げ隊の参加者数につきましては、平成29年度から事務局を変更しましたほか、同一集落に対して何度も隊員を派遣するような派遣のあり方等を見直し、回数制限等を行ったことから、延べ参加者数の目標値は達成できなかったところでございます。

7ページをお願いいたします。

(4)の安全・安心な暮らしの確保としましては、1つ目の丸、医療の確保及び保健福祉の充実として、ドクターヘリの運航ですとか、へき地診療所の巡回診療、また、高齢者の通いの場としての介護予防教室の普及に努めたところでございます。

2つ目の丸、地域公共交通の維持・確保としましては、複数市町村にまたがるバス路線を運行する事業者ですとか、市町村に対する支援等を行ったところでございます。

3つ目の丸、情報通信基盤の充実及び利活用の促進につきましては、携帯電話サービスの未提供エリアの解消、4つ目の丸、防災・減災対策の推進等につきましては、各地域の防災活動のリーダーの育成等を実施し、関連する目標指標の達成状況については、ごらんとおり、おおむね目標どおりの進捗になったところでございます。

全体を通して、4年間の目標指標の達成状況につきましては、着実に成果を上げたものがある一方で、目標を達成できなかつたものも数多くある状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、先般の6月議会におきまして審議いただきましたとおり、今年度からの4年間に重点的に取り組む施策を整理しました新たな中山間地域振興計画へと改定を行ったところでございますので、新たな計画のもと、今後さらなる取り組みを各部局一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、県が出資している法人等の経営状況について、質疑はありませんでしょうか。

○高橋委員 163ページの私学振興会の非常勤の県職員が1とあるじゃないですか。これって県の辞令かなんかで。

○日吉みやざき文化振興課長 県職員の非常勤で上がっていますのは、みやざき文化振興課長が理事に就任しております、非常勤に計上させてもらっています。

○高橋委員 それと、下のほうです。活動指標で②の満足度のところ、平均だからなのかわかりませんが、ここはやっぱり100%にしないと、最初から100人来て10人は満足せんでいいとか、そういう捉え方じゃいけないのではないのでしょうか。だから、目標値が90%の96.6%だけど、目標値が90%ではなくて、100%にすべきじゃないかと私は思いましたが。

○日吉みやざき文化振興課長 今、御指摘いただいた点につきましては、確かに90%を超えていますので、このままでいいのかについては、ちょっとまた検討したいと思います。

近年、ずっと90%を超えていますので、90%のままでいいのかについては、確かに再考の余地があるかと思っておりますので、そこについては、また協議、検討してまいりたいと考えております。

○武田委員 勉強不足で申しわけないんですが、宮崎県立劇場の21ページの事業実績の事業費が3億5,567万3,000円で、27ページの事業費が、これは1億5,089万3,000円になっているんですが、これは貸館業務等が入ってないのか、どういうふうに理解したらいいのかをお願いします。

○日吉みやざき文化振興課長 今、御質問の件は、21ページの事業実績では3億5,000万円余であるものが、27ページの今年度の計画では1億5,000万、この差についての御質問だと受けとめました。この事業費につきましては、委託料

ですとか、いろんな財源になっているんですけども、劇場に舞台機構ですとか、舞台の照明の修繕をお願いしております。その修繕の経費が、昨年度の実績と、今年度お願いする修繕、差額がございまして、そこで大きな差が出てきておりまして、ことしは昨年ほど修繕を予定していないということでございます。

○武田委員 わかりました。大きく変化があるところは、そういう説明を入れていただくと、ありがたいかなと、よろしく申し上げます。

○日吉みやざき文化振興課長 そのようにきちんと御説明申し上げたいと思います。済みませんでした。

○坂口委員 関連して、これは、なかなか難しいところだと思うんですが。それと現実的には、ここがもう独占みたいに、競争なしで随意契約に近いようなことにならざるを得ない。こういったものですが、1つは今言われたように、リスクコストの分担です。所有者が負担していく部分と、そこを利活用して運営すると思うんですが、そこが負担する部分との維持経費も含めた修繕、あるいは更新のルールが少し見えにくいんです。ほかの指定管理だったら、それも含めて、数字でぼんと出てきます、どちらが見るべきものかという話も。それが1つあるのと、それだけ大きいイベントをやるところだから、来年、再来年の約束を、その前の時点で契約しとかなないと、特に、外国から一流のものを呼ぼうとしたら、間に合わないということ。ここへの競争制の導入は物すごく難しいと思うんです。同じ運営体が運営していったら、その県の文化の方向性というのは、やっぱり一定の幅をよう出きらないんじゃないかなと思うんです。口出しができないと思うんです、こういう専門家の世界というのは。そこで、パブリックの、そし

て宮崎の文化振興の底辺を広げるとか、多様性を持たせるとか、いろんなものを見て、その考え方を集約して来年、再来年のイベントを決定づけるという作業、それをあくまでも県が運営していくという。そしてまた、そこをつくった県が自らを満足させるための競争を指定管理でどうやっていくかということです。そこらは考えておかないと、毎回同じようになる。

それと、これだけ巨額のものだから、ちょっと言いづらい点もあるんですけど、いまだにあそこ、招待券を出しています。毎年同じところに出している。実は、私も委員会の所属関係とかでいただいたことがあったけれど、それを考えて、1回使っただけで、あとは全て誰かにやりたいけど、やればその方がただで行くということで、これだけの巨費を見たときに、これはやっぱり自分としては納得できないと思って、全てシュレッダーにかけたんです。これは記録を見ていただければ、僕が何枚いただいて何回行ったかって、わかると思うんですけど、最初のとこに行っただけです。そこらも含めて、やっぱりこれはもう一回、見直して、当初の原点に戻っていかなければいけない。しかも、そこで多様性を持たせながら、競争性を導入しなければいけない。

例えば、この分野では超一流が見れるよだけではだめだと思うんです。当初は、松形元知事も、発想では、県民全て、100万県民の文化のレベルを全て底上げしていく、オール宮崎が対象だったんです。そこが偏ってきやしないかと。去年よりも何%、初めての人が来ましたよって、そこで満足してはだめだと思う。全体にどうやって行きつかせるかということもやらなければ。これは物すごい難しいことですが、相手がいなくなると、結論的にはそこしか出来な

いことになる可能性も十分わかっているんですが、その工夫が今必要かなと。だって、今のうちに、そういったリスクコストというのが半分も要らない年があれば。今回、県も新たにPFIなんかを導入して、いろいろな考え方を導入して、そこはある程度満足できるものがあるかもしれない。

そういったものをやっぱり——、今のような指摘って毎回されると思うんです。委員も疑問を持ちながら、そのまま。こういうことだっただけでわかっているから。ここは、ずっと疑問が消えないし、知恵が何かないかなと悩むところですから、答えは出ないかもわかりません。結論的にはそこに行き着くのかかわからないけど、県民がいろんな知恵を出し合うことを1回試みていただきたいかなという気はします。何言っているかわからないかもしれないけれど、そこらはどうですか。

○渡邊総合政策部長 坂口委員がおっしゃったように、非常に専門性が高い分野でございますので、確かに独占的になってしまうようなところ、そうならざるを得ないものもあるのかなと思いつつ、おっしゃるように、県としての芸術文化のあるべき方向性というのもございますので、そのあたりは芸術劇場と私どもとでいろいろ意見交換をしながら、当初、劇場ができたときの原点に立ち返るような、そういう議論もさせていただいて、より幅広い県民の皆さんに対する芸術の裾野を広げる施設である、そういうような形に進めていければと思っています。

○坂口委員 何せ難しい、そう思うんです。でもやっぱりこのままでは、何か違うなという気がして。東京や首都圏あたりにあるような劇場とは違って、これあくまでもパブリックなんだと。宮崎の文化を何とかレベルアップしたいと

か、宮崎に文化というものを持ち込みたいというところからスタートした明治100年事業だったんです。そこをぜひ原点に戻って。多分答えは一緒だろうと思うんです。こういうことは言いづらいけど、やっぱり言わないとなと一、二年悩んで言ったのが、ポストアイザックを考えないとだめですよと言ったんです。1つには、この人がだめだっていうんじゃない。いつかは、もう日本に來れなくなるときが来るんです。來れなくなった、さあ探せで、1週間じゃ見つからないよということを行った。そのときも言ったんですけれど、答えが一緒でも、どうしても悩んで悩み抜かないといかんものの1つかなと思うんです。

何か難しいことを言いつ放しですけど、ぜひここを、何らかで検討していただければと思います。

○重松委員 21ページの第23回宮崎国際音楽祭の入場者数は1万9,150人になっているんですけど、過去最高だったのは何年の何名だったのでしょうか。

○日吉みやざき文化振興課長 ちょっと資料を確認して……。

○日高委員長 わかりました。その時間で。

○重松委員 ちょっと別件で、165ページの友の会の会員数の件なんですけれど、先ほど高橋委員もおっしゃったように、実績値が目標値を超えているので、この目標値も見直しをされてはどうかなということ。同じようなことになりますけれども、御提案したいと思います。

○日吉みやざき文化振興課長 今の165ページの目標の数でございます。1,500がずっと1,500でいいのかという御指摘だと思います。これも、先ほどの御指摘とちょっと似ているんですけど、その数字が、結局劇場としては、恐らく劇

場に見えるお客さんの核になる人数として、どうしても確保しておきたいというのが基本にはあると思います。ただ、一方で、そのままいいのかというのは当然ありますので、そのところはやっぱり数字をふやしていく、そういう方向性は財団自体持っていると思うんですけど、それを目標としてどう設定するかは、もう一回改めて協議、検討したいと思います。

○重松委員 実は、私も会員になって、毎回、クレッシュェンドをいただいて、すごく魅力のあるイベントの案内を随時いただけるものですから、本当にこれは大切な——やっぱり会員目標は当然音楽祭とか、いろんなことの動員には大きな引き金になるのかなと思いますので、お願いします。

また、あわせて、ことし第24回の音楽祭は国民文化祭との連動ということで、当然、大きな動員が図られるのかなと思いますけれど、もう一遍確認ですけど、これは連動されるんですか。

○日吉みやざき文化振興課長 国文祭と音楽祭の連動につきましては、国文祭の時期がちょうど来年の秋でございますので、秋バージョンの音楽祭ということで、今企画の準備が進んでおります。

○重松委員 例年春ですが、秋と一緒にあわせて開催のほうで成功を祈りますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員 今、重松委員も会員だそうで、やっぱり宮崎市在住の人は強みだと思うんです。先ほどの坂口委員の話にも関連するんですけど、県民がこの芸術劇場に親しみを持ってもらおう。いわゆる宮崎市以外の方は、どのくらいの割合で芸術劇場に足を運んでいるのかなとちょっと思ったものですから。そういった統計を出せる

と私は思うんです。これが今後の芸術にどう生かすかということの足がかりにもなるんじゃないかと思うので、もしそういう統計がとれるのであれば出してほしいなと思うんですが。

○日吉みやざき文化振興課長 今の御指摘は、宮崎市の方とほかの市町村からの割合がどんなものなのかという御指摘だと思いますが、今手元に持っていないんですけど、劇場主催の公演ではアンケートをとっておりまして、どちらからお見えになりましたかという設問がございます。ただ、宮崎市以外の方が町村名まできちんと書いておられるかどうかというのがあるんですけど、大ざっぱに言いますと、大体宮崎市の方が60%台から70%かなと。厳密にはじいたわけではないんですけど、公演の結果を見ると、そうなっていますので、やっぱり委員がおっしゃるように、宮崎市の方が多いのかなと思っています。

ですから、それ以外の市町村からの来場者をふやしていくことも大きな課題だと思っています。

○高橋委員 ざっとということでしょうけど、6対4であれば、私はえらい宮崎市以外の方は足を運んでいるなど今感じました。

○日吉みやざき文化振興課長 物によって違いますので、そこは一概には言えないんですけど、7割前後かなと思います。正確にはじいていないので、何とも申し上げようがないんですが。

○高橋委員 今後、分析をしていただいて、今後の芸術劇場のあり方についての参考にさせていただければと思います。

○日吉みやざき文化振興課長 今の点については、今後また検討したいと思います。

済みません。先ほど音楽祭で過去多かったと

きはいつなのかという御質問をいただいております。第22回で2万734人というのが過去最高でございます。

○重松委員 ありがとうございます。結構です。

○脇谷副委員長 165ページなんですけれども、県立芸術劇場の財政支出の県委託料が、平成28年度から5億8,000万円、29年度が6億円、そして30年度が6億8,000万円と徐々に上がってきていて、この2年度で1億円ふえているんですが、これは下のほうの財政支出の内容を見ると、大規模改修が入っているということで、令和元年度は極端に減ることなんですか。

○日吉みやざき文化振興課長 今の御指摘は、先ほどの御質問とも関連するんですけれども、この財政支出が年々ふえているのは、先ほど申し上げた修繕の費用が、28年度ですと1億1,900万円ぐらいなんです、29年度が1億3,500万円、それで30年度が2億円ぐらいなんですけれども、ほかの委員の方からも御指摘があったように、修繕費が動くものですから、そこで幅が出てきているという状況でございます。

○脇谷副委員長 ということは、令和元年度の予算案においては、今のところ1,900万円しか上げていないということで、大規模な修繕費用は、今のところかからないということでしょうか。

○日吉みやざき文化振興課長 今年度、財団で行う修繕事業は、現在のところ1,900万円を予定しているところでございます。

○日高委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次に、宮崎県中山間地振興計画に基づく施策について、質疑はありませんでしょうか。

○高橋委員 5ページの目標指標の達成状況の

再造林面積は、平成30年度の目標値1,860に対して1,958ヘクタールだから、再造林はばっちりやっていますよと。ただ、最近、再造林の未済地の報道があったじゃないですか。ちょっと正確な数字は覚えていませんが、たしか800台のヘクタールで植えてないよという数字だったと思うんです。あそこの整合性はどういうふうに理解したらいいんでしょう。

○日高中山間・地域政策課長 環境森林部も、そういったところは問題点としては持っているんですけれども、再造林として、優良苗木を増産して、何とか、切ったらすぐ植えるということが続けていることに関しては、おおむねできている認識ではあるんですけれども、一方で、今後、苗木が足りなくなっている地域もございまして、そういったところの問題点はありつつ、このまま、そういう切ったらすぐ植えるところをとにかく訴えていって、再造林をしていきたいという意向のようでございます。

○高橋委員 その考え方はそのとおりなんですけど、私が言ったのは、最近、報道であった数字というのは、この30年の数字とは別の数字だということなんですか。まだ、造林の未植栽地があるよという報道があったものですから、その確認です。

○日高中山間・地域政策課長 済みません。その点については、確認させていただきます。

○高橋委員 中山間盛り上げ隊の関係で、目標値に対しての参加者がえらい少ないんですけど、十何年前ですよ、この中山間盛り上げ隊が発足したのは。あのころすごく話題になって、えらい県内を駆け回って、ニュースにも出たんですけれども、中山間盛り上げ隊のいわゆる隊員です。この数は減っているんでしょうか。維持しているんでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 隊員数としては、ずっと積み上がっている関係で、ふえてきておりまして、30年度末で873名の隊員がおります。

問題は、その隊員の数よりは、実際に参加いただける隊員の数が問題で、実際に活動しているのは、そのうちの100名程度の方が年間活動されているという状況になってございます。

○高橋委員 今の説明でいいますと、いわゆる幽霊隊員じゃないけれど、登録はしているが、全く活動されていない人が、ざっくり700名弱いるということですね。

○日高中山間・地域政策課長 1度も活動されていない方もいらっしゃるし、その年活動されていない方もいるということですが、中には、若い候補生とかで登録したんだけど、中山間地は遠いものですから、行けないとか、そういった声等もちょっと聞かれております。そういったことも含めて、ここは検討しているところでございます。

○丸山委員 中山間地域の全体的な予算額はどんなふうに理解すればいいんでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 中山間地域だけの事業というのはなかなか把握しづらくて、中山間地を含む事業ということで、毎年各部から数字をいただいているんですけども、平成30年度ですと875億円程度という金額になっております。令和元年度につきましては、国土強靱化の分で、県土整備部の予算が多いですけども、例年でいきますと、大体900億円程度という金額になってございます。

○丸山委員 中山間地域、特に守っていききたいという思いで、条例もできて、こんな報告もいただいているんですが、人口減少の推移を見ていくと、やっぱり山間地域は60%人口が減ってしまう推計があるものですから。そうならない

ようにしてほしいということで、いろんな施策を打っていただいているんですが、なかなか厳しいのが実感です。全体的には、市町村も特に頑張ってもらって、連携しないと無理だということもわかっているんですが、県としては、900億円程度、毎年中山間地域に充てています。5,500億円のうちの形だと思うんですけど、この施策が本当に機能してほしいと思っているんですが、ずっと900億円程度でいいのか、それとも今後はもっとふやしていく方向で考えているのか、全体的な話をお伺いできればと思っているんですが。

○日高中山間・地域政策課長 委員おっしゃるように、成果が見えづらいところはございます。一つは、この中山間地域の範囲が広いものだから、我々が普通に思い浮かべる中山間地域で困っているところ、今は山間部のところと、23市町村が中山間地域になっていますので、平場に近いところと、いろいろと事情がございまして、要するに、それぞれに効果的な施策を打たなくてはいけない、非常に難しい状況だとは思いますが。特に、山間部につきましては、人口減少について、かなり厳しい予測が立っておりますので、何とかこれに届くような施策を考えていくわけですが、一番は、それぞれの市町村、それぞれの状況に応じた施策に寄り添った形で支援をしていかないといけないと思っていますので、額をどうするというよりも、中身について、それぞれの市町村の進む方向に沿った形の支援を考えていきたいと考えております。

○丸山委員 恐らく7ページに掲載の情報通信の充実でやっていただいているんですが、今後、新しく移住される方々も含めて、やっぱり情報のネットワーク、ことに5Gとか整備していくのに、民間でやっていくものは、山間地域は遅

くなってしまう。逆に言うと、そこが本来は遠隔事業なんかも含めて、5Gがしっかりあったほうがいいとか、そういうもので安心して移住できますよねという形になっていくと思ってるんです。その辺に特化したときに、ちゃんと支援できますというようなことを考えていただいていると認識してよろしいでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 委員おっしゃるように、ICTの技術によって、今までできなかったことが、中山間地域でも、山奥でもできる可能性があるという意味では、物すごく期待するところであります。ただし、実際にそういう技術ができたときに、中山間地域でも使えるのかどうかは、今のところではわかっていないところもございまして。そういったところは、その技術ができたときに、それが使えるようにしておかないと、基本的には意味をなさないといいこともございまして、現状がどうなのかとも含めて、今後調査等もしていきながら、できるだけICTの活用ができるように検討していきたいとは考えております。

○丸山委員 よろしくお願ひします。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

ここでお諮りいたします。質疑が続いておりますけれども、残りの質疑は、本日午後1時から行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ないようですので、午後1時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時7分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小倉総合政策課長 それでは、その他報告事項で総合政策課から2点、御報告させていただきます。

委員会資料の9ページをお開きください。

まず、「新しい『ゆたかさ』展開プログラム」の政策評価の結果について御報告いたします。

まず1の趣旨等でございますが、こちらの政策評価につきましては、平成27年に策定しました宮崎県総合計画に係る重点政策で8つのプログラムがございまして、そちらに関する27年度から30年度の取り組みに係る評価を実施したものでございます。

目的としましては、数値目標とその達成状況を外部の視点を踏まえて客観的に把握する。そして県民にわかりやすく示すこと。

それから、プログラムごとの課題を明らかにしまして、後年度の予算や施策への反映を通じて改善につなげていく形になります。

評価の方法でございますが、後ほど、また御説明させていただきますが、まず1つ目が内部評価でございまして、重点評価項目が28個ございます。そちらにつきまして、それぞれ目標値の達成状況などを踏まえまして、28項目ごとに県庁の内部で内部評価を行っております。

それから、外部評価としまして、プログラムが全体で8つございますが、そちらにつきましては、総合計画審議会において、内部評価を参考にしながら総括的な評価を行った形になりま

して、こちらは8月21日にそういった内容も含めまして、知事への答申がなされている状況でございます。それまでに、4月から8月にかけて審議会が2回開催されたところでございます。

評価結果につきましては、A評価が2、B評価が6で、全体としては一定の成果が上がっております。

10ページ、11ページをお開きください。

今申し上げましたとおり、8つある各プログラムごとに、それぞれ重点項目が並んでおりまして、全部で28ございます。それぞれにつきまして個別の指標がぶら下がっておりまして、そちらの達成状況を踏まえまして、重点項目ごとに、aからcの内部評価を行いまして、その結果が右から2つ目にある内部評価と書かれているアルファベットでございます。そちらを県庁の内部で行った上で、その後、外部評価ということで、総合計画審議会にかけさせていただきます。一番右側のAからCという評価になってございまして、今回は、Bが6つ、Aが2つという結果になってございます。

では、こういったところが評価されたところかと申しますと、今回はAが2つついております。例えばということで、別冊の答申資料1で御説明させていただきます。

そちらの資料の25ページをお開きください。今回、この4年間で初めてA評価になりました地域経済循環構築プログラムでございます。

こういった点が評価されたかといいますと、評価のところに書かれておりますとおり、農林水産業の生産額ですとか食料品、フードビジネス関係ですとか電気機械の製造業、こういったところの生産額が非常に伸びたところがございまして、県際収支——これは県外に出ていく輸出と輸入の差し引きの差でございますけれども、

そちらが目標を達成したところですか、成長期待企業等の認定数、それから経営革新企業の承認件数、こういったところも含めまして、多くの指標で目標が達成できたところであり、一般的に成果が上がったところがございまして、A評価となったという状況でございます。

こちらの別冊につきましては、今申し上げたような各プログラムごとの評価とともに、例えば26ページにあります主な指標ですとか、27ページ以降でいいますと、各重点項目ごとにそれぞれその取り組みの中身ですとか、個別の指標の達成状況などがございます。プログラムごとを説明は、時間の関係上難しいので、後ほどごらんいただければと思います。

最後に、同じ別冊の資料の3ページをお開きください。こちらは審議会の答申にあります総括評価ということでいただいている御意見でございます。

総括評価に関しまして、1段落目にありますとおり、今回の評価対象となった「新しい『ゆたかさ』展開プログラム」が作成されたのは27年度でございます。その段階というのは、「口蹄疫からの再生・復興」の段階から、「復興から新たな成長へ」という段階に入的过程中で、経済・雇用対策ですとか、地域医療の確保、グローバルな市場展開、こういったところが課題になっていたところで、今回展開されてきたプログラムでございますけれども、この4年間を振り返りますと、例えば東九州自動車道の全線開通ですとか、航空路線の充実、企業立地ですとか、和牛能力共進会の内閣総理大臣賞受賞など、一定の成果が見られているところでございまして、今後は、これまでの成果を生かしながら、地域の活力に結びつけていく必要があるという評価になってございます。

また、今後、課題になると思いますが、少子高齢化、人口減少が想定以上に進行している中で、子どもを産み育てやすい環境づくりですとか、若年人口の流出抑制ですとか、こういったところをさらに強化して、地域交通、医療・介護・福祉の充実など、人口減少下における安心な暮らしの確保などに取り組んでいくと。さらに自然災害が激甚化する中で、ハードとともにソフト対策も含めた防災減災対策も必要だというような評価をいただいております。

こういった内容を踏まえまして、今後、本年6月に策定しました新しいアクションプランの施策を着実に進めていきたいと考えております。

政策評価の説明は、以上でございます。

続きまして、常任委員会資料の12ページをお開きください。

東京2020オリンピック聖火リレー等の準備状況について御説明をさせていただきます。

まず1つ目、オリンピックの聖火リレーの応募状況でございます。こちらは、7月、8月の2カ月間にかけて応募期間を設けましたところ、応募件数としては2,103件ということで、かなり多い水準の応募がありました。

市町村別の応募状況でございます。ごらんとおりでございますけれども、101件以上ということで多かったのが4市という状況でございます。県実行委員会分の公募人数が29名でございますので、この部分に関しますと、約70倍の倍率になった状況でございます。

今後のランナーの選定でございますが、組織委員会と調整の上で最終的に決定していく形になってございますが、宮崎市、都城市、延岡市に関しましては各2名ずつの選出、それ以外の市町村につきましては1名ずつの選出で、こちらは10月末に改めて県実行委員会を開催させて

いただきまして、実行委員会としての選出を行った上で、組織委員会に提案をし、最終的に組織委員会の決定を受けて、12月にランナーの決定、それから聖火リレーの詳細なルートの発表予定となっております。

それから2番目、通過市町でございますが、こちらの右の地図などをごらんいただければと思いますが、1日目が来年の4月26日(日曜日)で6区間となっております。高千穂町から始まりまして、宮崎市、県庁前の楠並木通でセレブレーション(到着式典)を実施する流れになってございまして、2日目に関しましては7区間、宮崎市を出発しまして、最後にえびの市まで行って、グリーンパークえびので到着式典を実施する流れになってございます。

この聖火リレー運営に想定される要員等として、右の地図にも書いておりますが、リレーのランナーが安全に走行できるようにするためには、ある程度交通誘導ですとか、また交通規制もそうですが、やはり邪魔が入ったりするということで、テロ対策も非常に重要になってまいります。

それで、警察、消防等が入ったり、もしくはボランティアも必要になってまいりますけれども、必要に応じて、行政職員もしくは警備会社が入りまして、必要な距離もございまして、そこをカバーできる警備体制を敷いていかないといけない状況でございます。

右側に書いておりますが、各区間、聖火リレーの実施とともに、ミニセレモニーですとか出発式、到着式典など、いろんなイベントも開催してございます。今のところかなり人が多く集まる形になりますので、その運営、それから警備要員が必要になってまいります。それらを足し合わせますと、大体延べ9,000人程度は必要に

なってくるかなと思います。

そういったテロ対策ですとか安全を確保するためにも、警備会社等のコストもある程度かかってくるかなと思いますので、そうしたところが、今後必要な費用として出てくる可能性がある状況になってございます。

それから最後の4番、パラリンピック聖火フェスティバルでございます。パラリンピックにつきましては、実は聖火リレーという意味では、これは競技を開催する——例えば東京ですとか静岡、千葉、埼玉などの関東のみでリレーを実施する状況になってございまして、それ以外の道府県につきましては、聖火リレーを実施せず、各道府県で独自の手法で火を採取して、東京に向けて火を送り出すというセレモニー——これをパラリンピック聖火フェスティバルと言いますが、こちらを来年8月13日から17日の間のいずれかで開催しようと計画している状況です。

詳細につきましては、こちらがある程度固まり次第、また御報告をさせていただく状況になってございます。

説明は以上でございます。

○長倉統計調査課長 御説明いたします。

資料14ページをお開きください。県指定統計条例の改正についてであります。

1、改正の理由ですけれども、令和元年5月1日に改正統計法が施行されたことを受けまして、県指定統計条例を一部改正するものであります。

2の改正の内容につきましては、右側15ページで説明したいと思っております。県指定統計条例改正のポイントであります。

上段に改正のポイントを黒四角で、そして変更点を拡大、新設とお示ししております。

左側の端のほうに現行条例とありますが、こちらをごらんください。

各項目は、条例の見出しでありまして、それから右側に目を転じていただいて、内容欄に条文の内容を記載しております。

まず左端のほうの現行条例の内容を説明しまして、それから改正の内容は、後ほど説明いたします。

まず黒四角、県指定統計をごらんください。

まず県が行う統計には、国勢調査のように国から委託を受けて行う統計と、それから例えば毎月1日現在の市町村ごとの県推計人口を月末に公表している現住人口調査のように、県が独自に行う統計があります。

条例では、県が独自に行う統計のうち、特に重要なものを知事が指定統計として指定すること。そして順に下のほうに目を転じていただいて、県指定統計を指定した旨や指定統計を実施する旨を告示をすること。それから調査対象者の申告義務、統計調査員の設置、実地調査などを規定しております。

次の黒四角の調査票情報とは、調査対象事業所等に記入いただいた調査票の内容そのもので、例えば、毎月の生産量ですとか出荷額といった情報でありまして、本来は目的外利用が禁止されております。この調査票情報を国や他の地方公共団体が統計の作成等を行う場合には、提供ができる旨を規定しております。

次の黒四角の適正管理ですが、調査票情報の提供を受けた者は適正な管理を行うべきことを、その次の黒四角はありませんけれども、守秘義務は、提供を受けた者が遵守すべき守秘義務や目的外利用禁止を規定しております。

その次の黒四角の審議会ですが、知事が指定統計を指定するに当たっては、意見を聞くこと

とされている統計審議会に関する規定であります。

改正の内容の主なものについては、資料の下段のほうで説明いたします。

まず、①の対象を拡大ですが、条例の対象を県指定統計から、県が独自に行う統計全般に拡大するものであります。

なお、これまで、その黒丸にありますように、10の統計が県指定統計として指定されておりますけれども、そのうち、現在でも調査が実施されているのは、具体的に申し上げますと、産業動態統計、それから物資流通統計調査、現住人口調査の3つのみとなっております。

次に、その下の②かたり調査の禁止ですが、県指定統計調査と誤認させて情報を収集することを禁じるものであります。

次に、その下の統計情報の有効活用のまず左側の③庁内での二次利用ですが、先ほど申し上げましたとおり、調査票情報といいますのは、本来目的外使用が禁じられているのですが、条例に規定することにより二次利用、例えば教育委員会が行った統計調査の調査票情報を知事部局のある課が利用して、別途の統計を作成するといったことを可能にするものであります。

その右側の④外部提供の拡大ですが、国や他の地方公共団体に調査票情報を提供できる統計を、現在のこの県指定統計、先ほど申し上げた3つから県が行う統計調査全般に拡大するものであります。

次に、⑤適正管理措置を具体化ですが、今回の統計法の改正において、適正管理措置の内容、運用が具体的に示されたことから条例においても具体化するものであります。

左側の14ページにお戻りいただいて、最後に、(6) 統計審議会の廃止であります。

最後の指定統計の指定が昭和58年でありまして、その後、昭和60年に指定統計の調査方法の変更を審議したのを最後に、統計審議会は開催されておられません。新たな指定統計の指定もなかったんですけれども、既に設置当初の役割を終えていることから、これを廃止するものであります。

3、今後の予定ですが、来月10月にパブリックコメントを実施し、12月に法令審議会に諮り、来年の2月議会に条例改正案を上程したいと考えております。

説明は、以上であります。

○大東総合交通課長 総合交通課からは、2件、御報告をさせていただきます。

常任委員会資料の16ページをお開きください。

最初に、宮崎カーフェリー株式会社の新船建造についてでございます。

1の概要にありますとおり、長距離フェリー航路は、本県経済にとりまして極めて重要な航路でございます。新船建造が必要でありますことから、宮崎カーフェリー株式会社において年内の新船建造契約の締結を目指して、現在検討が進められているところでございます。

現在の検討状況でございます。

2の(1)に新船の基本スペックを記載しております。トラックの台数をふやす予定にしておりまして、その関係上、全長が今の船よりも20メートルほど長く、大型化することになっております。

一方、現行ダイヤを維持するために、速力は現船と同じ程度を確保することになっております。また、旅客定員につきましては、現船は690名となっておりますけれども、これをシングルルーム等を増加させることで、580名程度に減った形で今計画が進められているということで

ございます。ただ、旅客が多い時期は、このドライバー室——これはシングルルームを予定しておりますが、こちらを一般用に開放する形で検討されております。

次に、(2)の投資額の見込みでございますけれども、船価が2隻で150から160億円程度、排気ガスの処理装置などに20億円程度、合計で170から180億円程度を予定しております。

この投資に要する資金調達についてでございますけれども、17ページの3にありますとおり、金融機関から110から120億円程度の融資が検討されておまして、不足額60億円程度につきましては、自己資金や国庫補助などによる調達が検討をされております。

4の今後の対応でございますけれども、新船の建造は、このように多額の資金を要しますので、設立後間もない宮崎カーフェリー株式会社はその全額を金融機関から調達することは、3に記載のとおり難しい状況でございます。また、この不足額60億円の全てを自己資金などで賄うことも、なかなか難しいものではないかと考えております。

このため、県といたしましては、新船建造に要する不足分の資金につきまして、貸し付けによる支援を検討していく必要があると考えております。

なお、その下の5に、現在会社において試算しております新船就航後の収支構造を、モデルとなりますが記載しております。左から2列目に30年度の昨年度の実績、その右側に新船就航後の収支モデルを記載しております。

上から2行目、売上額でございますけれども、これにつきましては、船を大型化することで貨物収入がふえるということで、2億円程度の増を見込んでおります。

その下の営業費用につきましては、新船の燃費が改善する見込みでございますので、燃料費が1億円程度の減。一方で新船就航によりまして、減価償却費が2億円程度ふえると見込んでおります。

また、中段下のほうの営業外費用の下に支払利息とありますけれども、こちらは借入金が入りますので、3億円程度の増加が見込まれるところではございます。

この結果、下から2行目の経常利益のところではございますけれども、昨年度の実績5.6億円から4億円程度減りまして、1.6億円程度の黒字で見込んでおります。

なお、借入金の返済につきましては、一番下の資金繰りを示す指標であります償却前営業利益をごらんいただきますと、就航後に14.4億円程度が見込まれております。それからピーク時の元利償還金——いわゆる借入金の返済ですけれども、これを年間約12億円程度で見込んでおりますので、概算ではありますけれども、この14.4億円と12億円を比べますと、資金繰りのほうが上回っているということで、計画的な返済は行っていけるものと試算がされております。

宮崎カーフェリーの新船建造については、以上でございます。

続きまして、委員会資料18ページをごらんください。

宮崎空港の国際定期便の状況についてでございます。

まず、ソウル線の利用状況でございますが、今年4月から8月までの利用者数は2万6,162人となりまして、前年比で約18%減少、利用率は56.7%と、前年同期の72.1%から15.4%のマイナスとなっております。

この要因といたしましては、韓国経済の後退

などに加えまして、徴用工問題に端を発する現在の日韓情勢が大きく影響していると考えられます。

特に8月2日に、いわゆるホワイト国除外という閣議決定がなされましたが、その後から減少幅が大きくなりまして、8月単体で見ますと、前年から利用者数が44.3ポイント、利用率は26.8ポイントの大幅なマイナスとなっております。

こうした中、宮崎—ソウル線を運航するイースター航空が、昨日から11月末まで運航休止をしております。アジアナ航空につきましても予約が低調な状況になっておりまして、特に韓国からのお客さんが大幅に減少して、大変厳しい状況にあると伺っております。

このため、8月20日に総合政策部長がアジアナ航空本社を訪問いたしまして、大変厳しい状況ではありますが、何とか運航を継続していただくよう要望したところでございます。

アジアナ航空からは、宮崎—ソウル線は就航18年目を迎え、同社にとっても非常に重要な路線と認識されているということで、双方力を合わせて、路線の維持に努めようという言葉をお願いしたところでございます。

県といたしましては、現在の日韓情勢のもとでは、インバウンドの増加はなかなか難しい状況にありますことから、アジアナ航空と連携いたしまして、安価な航空運賃の設定や旅行商品の造成、県民向けのグループ旅行補助の拡充と、県職員や空港振興協議会の構成員の皆様方に利用促進の働きかけ等を行いまして、県民利用の促進に全力で取り組んでいるところでございます。

次に、台北線でございます。台北線のことし4月から8月の利用者数は1万417人となっております。ことし3月末に週3便から週2便に

減便となった影響から、前年比で19.6%のマイナスとなっておりますが、利用率は76.2%と前年同期の70.1%から6.1%上昇している状況でございます。

国際定期便の状況については、以上でございます。

○渡久山生活・協働・男女参画課長 続きまして、宮崎県消費者教育推進計画の一部見直しについて説明を申し上げます。

20ページをお開きください。

1番、計画策定の経緯でございますけれども、(1)にございますように、消費者教育の推進に関する法律が平成24年に施行されまして、この中で都道府県は国の方針を踏まえ、計画を定めるよう努力義務が課されたところでございます。これを受けまして、(2)にございますように、平成27年6月に、県としての消費者教育を進めるための推進計画を定めたところでございます。

2番の計画の概要でございますけれども、本県の現状を踏まえまして、自立した消費者づくりを基本目標に掲げまして、(1)にございます4つの基本方針と、それから(2)にございます重点事項2つを基準にいたしまして、さまざまな取り組みを体系的に整備させていただいております。

3番のこれまでの消費者教育の取り組みについて御説明いたします。

(1)から(4)にございますように、県の消費生活センターだけではなく、ほかの部局や学校、それにさまざまな機関の連携協力によりまして取り組みを推進いたしております。

この中から3つをピックアップして御説明申し上げます。

(1)のアでございます。消費生活センター

が中心になりまして、出前講座を実施しております。これは30年度におきましては、年間で382回実施しております。若年者向け、高齢者向けともに同数程度実施しております。基本的には、10名以上のグループから要請がありました場合には、日程をできるだけ調整して出向きまして、契約の問題ですとか、最近起こっておりますさまざまなトラブルの実例等を引きながら説明をいたしております。こういった取り組みを進めております。

それから、(3)のイでございますが、「社会への扉」を活用した高校での授業でございます。この「社会への扉」という教材は、消費者庁が消費者教育を高校生に進めるために、全国的な共通教材として開発したものでございまして、12の質問からなる非常にわかりやすい教材になっております。本県では、平成30年度は8校が取り組んでおりますが、来年度は全ての県立学校、特別支援学校で、この教材を用いた教育をすることに予定となっております。

それから、(4)のイでございます。県警本部のサイバー対策課によるモラル教育でございますが、こちらは30年度に年間341回実施をされております。主な対象は、小中学校、高校の生徒、それから保護者でございます。これもさまざまな実例に基づいた講話が好評だと伺っております。

こうした消費者教育の取り組みを今までやってきておりますが、次に、今回の計画一部見直しの背景と変更内容について御説明いたします。

21ページでございます。

この計画は、社会情勢の変化に応じて随時見直しをすることとしておりますが、今回の見直しは、骨格となる計画の体系、あるいは基本方針、こういったものはそのまま維持をした上で、

一部について、具体的な取り組み等を追加する見直しとさせていただいております。

(1)でございます。民法改正に伴いまして、令和4年4月から成年年齢が引き下げられますことから、若年者への消費者教育の推進を重点事項に追加するなどの改正を行うこととしております。

そこにごさいますページは、資料2で添付しております計画の改定案の該当ページを示しておりますので、また御参照ください。

(2)でございます。SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択が平成27年に行われております。

これを受けまして、今回の代表質問でも御提起いただきました、例えばエシカル消費——これは倫理的な消費行動に関する啓発でございますけれども、こういった新しい項目を今回の計画に追加いたしまして、推進を図っていく必要があるということでの改正でございます。

それから(3)中学校、高等学校の学習指導要領の改訂に伴うものでございます。

29年と30年に指導要領が改正されまして、変更内容にありますように中学生期に契約ローンやクレジットの正しい知識について学ぶことが、高等学校からおりてきたりなどの改正が行われております。こうしたことを受けましての改正でございます。

(4)デジタルコンテンツに関する相談につきましては、全ての年代を通じて非常に多くなっております。このため、情報リテラシーに対する意識の向上を具体的な取り組みとして追加し、啓発に努めていくこととしたいと考えております。

(5)でございます。高齢者からの相談は、70歳以上の方の相談が4分の1を占めるなど、非

常に多い状況にあります一方で、御説明を申し上げてもなかなか解決に結びつかないケースもふえてきております。このため、啓発の一方で、そこにございますように成年後見制度に関する普及啓発活動——これは今、社会福祉協議会などの協力を得て進めておりますが、こういった取り組みと連携を深めながら、推進していく必要があるということでの改正でございます。

(6)でございますが、これは先般開かれた消費生活審議会で、消費者教育を行うに当たり、連携する主体を具体的に記すべきだという御意見が出ましたので、それを受けた改正でございます。

最後に見直しのスケジュールでございますが、本日の御報告を経まして、10月にはこの見直しを決定していきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 資料の22ページをお開きください。国文祭・芸文祭みやざき2020一年前イベントの開催について、御説明いたします。

初めに申しわけございません。1カ所訂正をお願いいたします。

資料の真ん中ほどになりますけれども、2のイベントについての(2)の“こころ”のふれあうフェスタ2019(ステージ)の③概要の2つ目のポツ、マルシェのところでございますけれども、括弧書きの中で、一般企業の出展店舗数を「4店舗」としてありますが、これは「5店舗」の誤りでしたので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、1に戻りまして、まず目的であります。10月が、国文祭・芸文祭開催まで、残り1年の節目となりますので、そのことを広く

県民に周知するとともに、大会本番に向けての機運醸成を図りながら、大会への期待感を高め、県民の皆様と一緒に大会を盛り上げていくことを目的に開催をするものであります。

2のイベントについてであります。4つの事業を行うこととしております。

まず1つ目が、(1)のいざや、みやざき宵まつりであります。開催日は10月13日の日曜日、県庁本館前庭及び楠並木通りで屋外イベントを行うこととしております。

このイベントは二部構成にしておりまして、第一部では、本県にゆかりのある音楽ユニット、アルケミストによる大会イメージソングの披露のほか、太鼓、ダンス、合唱など、県民参加型のパフォーマンスステージを行います。

また、第二部では、県庁前庭をステージといたしまして、夜神楽を奉納することとしております。このほか、お茶や生け花、将棋などの体験ブース、飲食ブースを設置いたしまして、多くの県民の皆様気軽に足を運んで楽しんでいただけるようなイベントにしたいと考えております。

2つ目が、(2)の“こころ”のふれあうフェスタ2019(ステージ)でありまして、こちらは芸文祭のイベントとなります。開催日は10月14日、祝日の月曜日でありまして、メディキット県民文化センターを会場に実施いたします。16組の個人団体によるステージイベントや障がい者福祉施設などによる雑貨、軽食の販売、特別支援学校の紹介や各学校で制作した作品の展示などを行います。

3つ目は、(3)の“こころ”のふれあうフェスタ2019(作品展)であります。

開催日は11月27日(水曜日)から12月1日(日曜日)まで、県立美術館で公募作品の展示を

行います。

4つ目が、(4)の神話のふるさと講演会「ニッポンを演出する」でありまして、こちらは、記紀編さん記念事業関連の催しとなります。開催日は、10月19日の土曜日、メディキット県民文化センターで実施するもので、演出家の宮本亜門氏の基調講演のほか、宮本亜門氏と延岡市出身で奈良県立万葉文化館指導研究員の井上さやか氏の対談を行います。

なお、(1)と(2)のイベントの詳細につきましては、別途チラシをお配りしておりますので、また後ほど、ごらんをいただければと思います。

ただいま御説明しましたイベント以外にも、県内各市町村を巡回しながらの広報活動や県内で開催される各種イベントへの広報ブースの出展などによりまして、大会の周知を図っているところでもあります。引き続き大会のPRに努め、機運の醸成を図りながら大会の成功に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 委員会資料の24ページをごらんください。

県プール整備に係るPFI手法導入の検討について御説明いたします。

まず、1の検討経過等についてでございます。

県プールの整備につきましては、昨年度策定いたしました基本計画におきまして、事業手法についてはPFI方式を引き続き検討することとし、本年度、県プールPPP/PFI手法導入可能性調査を委託業務として実施しているところであり、その結果を踏まえまして、PFI手法の導入方針について検討を行いました。

検討に当たりましては、①公共施設でありますプールの整備・運営において、民間のノウハ

ウを活用することにより、施設の十分な活用や県負担の軽減を図ることができるか。それから②のとおり、余剰地について、民間の力を活用することにより、プールの維持管理等に要する費用に対して、県負担のさらなる軽減を図ることができるか。この2つを視点といたしております。

調査業務の概要についてでございますが、調査におきましては、民間事業者へのヒアリングとして、県内外の建設会社、施設管理・運営会社、金融機関等を対象にヒアリング調査を行いました。主な聴取事項は、「県プール整備事業への関心」や「望ましい事業スキーム・事業期間」、「コスト削減、創意工夫の可能性」などございます。

その結果、プール整備につきましては、複数の事業者が本事業への関心を示し、また本事業にPFI手法を導入することにより、設計、建設、維持管理、運営の各分野の創意工夫を結集した提案が可能になる旨の意見を確認したところでもあります。

また、余剰地の活用につきましても、民間の力を活用することで、プールの維持管理等に要する県の負担軽減が相当程度見込めることが確認できました。

また、PFI手法でのプール整備と余剰地の附帯施設の整備に関しましては、それぞれノウハウが異なることから、手続等の進め方等につきましては、工夫が必要であるという意見がございました。

次に、プールに関するVFM(バリュー・フォー・マネー)についてでございますが、PFI手法を導入することで、プールだけの部分についてでも3%以上、金額にいたしまして5億円以上の削減が見込まれる結果となっております

が、今後民間事業者との具体的な対話手続に進んでいく場合には、VFMのさらなる向上——県負担の軽減を図ることとなります。

後ろの26ページには、可能性調査内容の概要版として、ただいま御説明した事項等について整理したものを添付しております。

24ページにお戻りください。

3の検討結果についてであります。

可能性調査の結果を踏まえて検討を行いました結果、市場性が確認できたことや、県負担の軽減が見込まれることから、これから県プール整備と余剰地活用について、民間の力を活用するための官民対話の手続に進むこととしたいと考えております。

なお、余剰地の活用につきましては、その望ましい整備の方向性の整理を今後行うこととしてまいります。

25ページをごらんください。

4のプール建設敷地の現段階でのイメージといたしましては、ヒアリング結果等も踏まえ、プールを敷地の北側に配置することを想定いたしております。

次に、5のスケジュールでございますが、PFI法に基づく事業者選定までの手続につきましては、お示ししておりますとおりとなっております。

今後、実施方針等の作成、公表をし、来年度、民間事業者との対話を行い、特定事業としての選定後に入札公告を行いまして、落札者決定、本契約へと進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○坂口委員 今の説明でちょっと追加で教えて

ほしいんですが、16、17ページのフェリー関係ですね。まず、新しい船を運航するとなると、今の船は多分使わなくなるんですよ。これの処分はどう考えられるのか。

通常だと、二十二、三年の船で多分一番多いのは海外へ売却して、海外でそれをまた——海外では新しい性能ぐらいのレベルで運航できますから、かなり有利に売れるかなと。国内でも安全な内海航路みたいなどころなら、まだまだ十分、これから10年やそこらは使えるということで、その売却代金が雑収入の中に含まれているかどうか。そして、どれぐらいを見込まれているかというのが、一つ補足で説明がほしいのと、そういった場合で、まだまだやりようでは、特に船体なんてしっかりしていますから。問題は、機関換装と言うんですけれど、エンジンを取りかえるとかして、延命を図れば、かなりいけると思うけれど、老朽化も理由。確かに老朽化については20年たてば新しくして……。それプラス、どうしても変えざるを得ない一番の理由は、今後の経営とか宮崎に対する貢献とかを見たときに、小さ過ぎると。だから20メートルぐらい伸ばしたいんだという、これはもうどうしようもない、新しかろうと手狭になれば変えざるを得ないところかなと。収支も償却後で6.2億ぐらい、新船になって償却が大きくなっても5億ぐらい出るというんだから、会社の経営だけを考えると運航上も問題はないと思うんですね。

そここのところで、もう一回確認して理解したいんですけれども、老朽化という原因だけで、まだ使えると思える船を変えるのは、やっぱり僕は手狭さかなと思うんですね。どうしても大きいものが必要と。具体的にはどういった理由で大型化していく必要があるのかをまず一つお

尋ねします。

○大東総合交通課長 まず現船をどうするかという話ですけども、これにつきましては、委員おっしゃるとおり、会社のほうで売却をまずは考えていると伺っております。

今の船歴が、おおむね22年から23年でございますので、これは早ければ、それだけ旅客船としての価値がまだあるということで比較的高く売れるということもあります。これがおくれていきますと、鉄材として売却ということが出てきます。いずれにせよ、売却という予定になっているんですけども、これにつきましては、今後新船が就航次第、売却ということになりますけれども、これは今の収支計画とはまた別で計上している。今の船を購入する際に費用もかかっておりますので、その残債の支援に充てるとか、そういった形で考えていらっしゃると思います。

あと大型化の理由についてでございますけれども、今までもいろいろと御説明はさせていただいている部分であります。やはりどうしても冬場、春先のトラックが載り切っていない。本県産の野菜を出荷する際に載り切れないトラックが多数生じていることから、物流業界からも大型化を求める声が非常に強いという状況もありまして、今回は台数がどのぐらいあふれているか、そういったデータから、おおむね30台程度のトラックをふやして載せれるような形ということで、大型化といったような新船のプランが立てられているところでございます。

○坂口委員 確かにそうだと思うんですね。特にハウスものなんかの宮崎の稼ぎ時の野菜類は、フェリーへの依存が物すごく高いと思うんです。ましてや、今後のトラックのドライバー不足なんかを考えると、なおさら大きいものが必要と

いうのは十分に理解できるんですけども、知りたいことの一つは、資金が多分足りないような計算になっていましたから、それをどうやって確保するかですが、そういった考えに基づけば、どこのどんな荷物がどう運ばれているのか。特にトラックに限って、そのために20メートル延ばすと言われてますから、カーフェリーへの依存度と言ったらいいんでしょうかね、どういった荷物がどこからどう動いているのかというのは、どんなぐあいになっていますかね。どこの荷物が市場に運ばれているかでもいいです。

○大東総合交通課長 カーフェリーのトラックの中身といいますか、荷物の中身がどういうものが載っているかということは、フェリー会社も、なかなかつかみきれないところがあるんですけども、フェリー会社によりますと、基本的に宮崎カーフェリーが運んでいる荷物の大体7割程度が、農畜産物とされております。

この農畜産物について、どこの荷物が運ばれているのかにつきましては、こういった農作物の場合は、トラックがいろいろ集荷して回った上でフェリーに乗ることになりますので、そういったことを統計的に示すのはなかなか難しいんですけども、フェリーの荷物のうち70%が農畜産物で、おおむね県産の農畜産物の重量ベースで大体4分の1に当たる量が、フェリーによって運ばれているというデータがございます。

○坂口委員 僕らのところも秋口になると結構陸路で走るんです。運送会社の守備範囲以内をずっと回りながら、市場なり生産者を回ってトラックに満載するというんだから、わからないと思うんですけど、野菜に限っては、金額ベースで3割ぐらいは宮崎市から運ばれるものだと聞いているんですね。だから3分の1の依存度を宮崎市が持っていることかなということで、

そこに直結したメリットを、宮崎市がかなり受けているということは、一つ確認させていただけるかなということですね。

○大東総合交通課長 どの地域の荷物がというデータは、なかなか難しいんですが、周辺データからいろんな傾向は確認できると思います。委員おっしゃったとおり、本県の野菜生産高のうちのおおむね3分の1が、宮崎市周辺で生産をされているということもございます。

あと、量でいきますと、先ほど申し上げましたとおり、4分の1程度が野菜であるといったこともございます。

またJAさんに聞き取りをしたところ、大体宮崎市の生産された野菜の大半が、大阪以東に出荷をされているということもございますので、このあたりの周辺的なデータを見ますと、宮崎市からの野菜なりの相当量がカーフェリーによって出荷をされているという、定性的なことは申し上げられるのではないかと思います。

○坂口委員 大体そういう実態だと思うんですね。これは車両ではつかめないにしても、市場なり、市あるいは経済連なりですと、かなり数字が固まってくると思うけれど、重量で大体4分の1。金額ではもっと割合が高かったと思うんですね。だから今のような説明でいいかなと思う。

それと、人も運んでいるんですけども、人も宮崎市が多いと思うんですよ。僕らのところから北になると、どうせ宮崎に行ってフェリーならということで、飛行機で行ったり電車で行ったりが、結構多いものですから。人の動きに対しての調査は難しいかもわからない。県内・県外を含めての仕分けが難しいから。でも常識的に宮崎市は、荷物以上に人も。飛行機でも何でも自分が選択できる移動方法ですから。荷物は

トラック会社が選択するので、生産者は選択できないけれど、人の場合は、それ以上に、宮崎市のフェリーに対しての依存度は高いんじゃないかなと思って。これはつかみようがないだろうから説明が難しければいいですけど。

それと、今一生懸命人口減少対策でやっている雇用の場の確保ですよ。これはほとんどが宮崎市在住の人じゃないかなと思って。地域性から見ると、宮崎市にとっては、特に全県以上に、どうしても必要な新船建造だという気がするんですね。

そこで、不足している資金を誰がどうやるかということだけれど、市議会では、宮崎市もそれなりの協力はしたいということを答弁されているということで、一つ、何とか不足額をそこから賄えないかなと。そのためには依存度に応じた負担の割合が要るだろうなど。

知事は、オール宮崎でと言ったけれど、オール宮崎と言ったって、地域名は出せないけれど、県境あたりの人たちは、なくても俺は困らんよとかあるから、やっぱり受益者の応分の負担を基本にしないと交渉は難しいし、またみんなが納得できなくなると思うんですね。

だから、そこが一つ知りたくて聞いたんです。そこで具体的にですけど、さっき言ったように、この金額はさっき示された——不足額が60億程度だったですね。ここの部分に関して聞きたいんですが、フェリー会社から県には依頼が来ていると。フェリー会社から市にはどんなんですか。助けてくれよというふうなことは、会社が相談に行っているんですかね。

○大東総合交通課長 宮崎市に対する宮崎カーフェリーからの支援の打診についてでございますけれども、事務レベルと申しますか、担当者レベルの中で、そういった支援の相談といった

ものがなされているとは伺っております。

○坂口委員 その結果なんですけれど、宮崎市が具体的に決めたというのは、まだ何も。報道から見ると、必要があればというようなことで、フェリー会社も県も頼んでいないんじゃないかという気がするんですね。

それで、こういったのは、義務的、あるいは合理的なことでぴしゃっとできるものじゃないから、やっぱり政治判断が必要だと思うんですね。会社から事務レベルで支援の相談をされているだろうとは思いますが、ここで決定というのは難しいと思うんです。やっぱりトップとトップです。

ヨーロッパに行って物を売るだけがトップセールスではなくて。売るというのは企業の考え方で、行政というのは、買うのも、あるいは物事をまとめるのもセールス、サービス提供の一つだと思うんです。

それでトップセールスをやっているのかどうか。言わば、知事が市長と会ったりして、このことに対してそれなりの汗を流しているのかどうか。流しているのであれば、どういうことを市に頼もうとしているのか。そこらはどんなになっていますか。

○大東総合交通課長 今現在、会社におきましては、金融機関からの融資の規模を固めているところでございます。あとその60億円の不足部分について、どの程度が最終的な不足分として残るのかを精査されているところだと思います。当然私どもに対しても、宮崎市に対しても、こういった支援をお願いできるかといったような事務レベルの相談は双方行われているところでございますが、この先、不足額の全体像が見えて、このぐらいの支援なり——具体的に言えば、融資とかいった支援のお願いが正式に来ること

になると思いますので、そういったステップを踏んだ上で、トップの判断といいますか、相談というか、そういったことがなされていくのではないかと考えております。

○坂口委員 この類いの事業で、総額180億、船だけに限れば高い方で160億。そのときに国庫補助というのは、通常だとどれぐらい考えられるんですかね。これは国が決めることでわからないでしょうけれど、県としては、これぐらいはもらえるんじゃないかという県の考え方の範囲でいいです。

○大東総合交通課長 今回の新船の建造に当たりまして、宮崎カーフェリーにおきましては、2種類の国庫補助制度を今申請していると伺っております。これは複数年度にわたって申請されますので、具体的な金額は当然まだわからないんですけれども、一応申請の規模としましては、2つの補助金を合わせて約10億円程度の申請を予定されていると聞いております。

○坂口委員 そうなると、それが満額で認められて、不足がまだ50億ということになりますよね。そこで先ほどの県と市が、やっぱり必要ならばこれはやらざるを得ないと、支援がなければできないとなれば、県は貸し付けだということで、市に補助金を出せというのはなかなか難しいでしょうから、手段としては、おまえのところも貸してやれよという話に限られるかなと思うんですね。

そのときにですけれど、先ほど言いましたように、依存度が3分の1ぐらいということで、かなり宮崎市が依存しているんですよ。特に冬場、春場に、あなたのところが出そうとするトラックで載れないのが出てきて、トラック会社も困っているじゃないですかって、運転手もないと悩んでいるじゃないですかって、それを

戸敷さん、解決しましょうという話の一つあると思うんですね。そうなったときに、我々も県のお金を貸し付けましょう。あとは何対何にしましょうといったときに、何が一つあるかなど。

そしてメリットがもう一つあると思います。今の資産価値が何ぼかわからないので、幾ら固定資産税が宮崎市に入っているかわからないけれど、今回180億で、環境部分、SDGs対策が20億としても160億の固定資産です。これは資産税でかいと思うんです。船をつくることによって、これから先、宮崎市に固定資産税が何ぼ入ってきますか。

○大東総合交通課長 新船2隻の取得価格をこの160億円……。

○坂口委員 150でもいいです。

○大東総合交通課長 はい。こういった規模の船になりますと、法定耐用年数が約15年となっております。この15年を償却しますと、想定でおおむね3億円ちょっとぐらいの固定資産税となると考えられます。

○坂口委員 その15年間の間に、船は新たな課税対象の投資をずっとしていくんですよね、生き物だから。そんなのを考えると、20年間ぐらいは固定資産税が入っていくんです。それを5,000万としても3億数千万は市に入ってくる。これまで市は22年間も既にもらってきているわけでしょう。仮につくったとき50億の船だとしても、2つで100億。そうなれば少なくとも、2億を上回るぐらいは、これまでに固定資産税として歳入しているはず。合わせると5億5,000万ぐらいですよね。

この5億5,000万の金利を全て負担してあげようとしたって、年利率2%としたときに、5億5,000万あれば均等払いで20年で借りたときには、これ20億を借りて2%で4億ぐらいになる

んですか。それを半分に割れば2億ぐらいですよ。まだ半分残ります。

さっき言ったように、10億の補助金がもらえたって、60億から不足分が50億でしょう。折半しても25億、25億を足せばこれはもうできる話です。県全体の分が7割あるからって、県が7、市が3にしても、市は15億は出しても、20年の起債を2%払えば3億。3億が平均していくと1億5,000万ぐらい。月々で1,500万ぐらいですよ。だから1億5,000万を払って3億5,000万がまた入ってくるという感じです。計算だけで金利負担をやればですよ。利子負担。

だから、そういう話は僕はトップ同士でやっていかなきゃいかんと思うんですね。でなければこれはできないと。県も県民全体の分の応分の負担をするとすれば、依存度に応じた分はちょっと難しいよということ。それはフェリー会社にも理解をさせて、そして宮崎市にも理解をさせて、これをやっていかないと。やっぱり我々が負担をするということは、受益に応じた割合負担というのが基本ですよ。じゃないと、まともなくなる危険性をそこには含むと思うんですね。

だから、こういったことを基本に、今後は政治判断を求めるためにも、これは知事が動くべきだと思うんですけど、このことについて知事はどれぐらい承知していて、今、どんな汗を流しているんですかね。課長じゃ難しいかな。部長じゃないと。

○大東総合交通課長 知事には、今までの会社における検討状況でありますとか、現在の県からの支援の検討状況とか、そういったところは、御説明をしております。

先ほど申し上げましたような、具体的な融資の内容をこれから検討していくに当たっては、

もちろんそういった役割分担といいますか、そういったことの考え方もしっかり整理した上で、知事の判断を仰いでいくことになると思います。

○坂口委員　そうですよ。内政干渉になってもいかんけれど、今自治体が一番心配するのが、やっぱり財政健全化ですよ。さまざまな指標の悪化ですよ。ところが、今はありがたいことに、ふるさと納税というのがあって、大方の田舎の自治体はそれを蓄えています。そこで操作していけば、そういった分析指標の中にも出てこない。

さっき言ったように、新船ができれば自分のところは、税収だけでもっともうかりますよ。その半分か3分の1を出せば、これはまたもうかるんですよということをまず宮崎市に理解をいただくということですね。この船ができれば、もうかることになるのかということをおわかっていただく。それが一つです。

それと、これは迷惑な話だと思われるかもしれないけれど、総合政策的なところから一つ言うと、今議会で物すごく悩んでいるのが、一ツ葉有料道路の料金をどうするかという問題がありますよね。うちはこのために、今後また何度か党議を開いて意見の集約をしていかないといけないぐらい多様な考え方で、かなり厳しいところにありますよ。右に行くか、左に行くか。

有料道路については、僕もずっと今まであれを使ってきているんですけど、1回、無料にするって言って、やっぱりだめだったのがあります。間違いなく無料にします。いきなりだめだったって、またやりますということです。2度もお金は要りませんと言ったってことはペイできているんですよ。有料道路だから受益者負担の原則で受益者が払ってきて、チャラになりましたと。もうちょっとまた払ってくれよと言

うから、もう一回払いましょうと。ペイできました。チャラにしました。

これは聞くところによれば、またそんなことがある、それはやるべきじゃないと思うんですけど、宮崎市の住吉バイパスを何とかして。そのためにもここは有料でやっておいて、耐震化とかは自前でやろうと。

そしたら、僕らは利用者だけれど、住吉バイパスはあってもなくてもそう関係ない。むしろ我が家の前の10号の歩道のないようなところ、高校生が自転車で通っているんです。交通量が少なくて渋滞に重なるから、そこはおくれているんだとか言うけれど。ということは、車が飛ばして通るということで、むしろ危険なところなんですよ、自転車で行っているところは。渋滞すれば、重大事故の可能性は低いかわからない。我々が負担して10号に突っ込むんなら、うちの前に突っ込めよって僕らは言いたくなるんですよ。

だから、県はここも間違えている。受益者負担の原則に立てば誰が得するかです。負担した分をどう得させるかです。メリットを。そこをやらないと、17号議案は難しいですよ。どうとばっちりがかかるかわからない。債務負担行為は、これは一本で上がっていますから。ここらも真剣に考えて、やっぱり知事はまず頭を下げるべきです。そして理解を求めて、本当にあるべきところに立って判断をして、あるべき方向で物事を頼んでいくべき。余りにも情けないですよ。

このほかにも、商工建設常任委員会は総合運動公園の盛り土でも問題になっている。目をつけたところは保安林ですよ。保安林というのは、我々が物をあそこにつくろうとしたら環境森林部は許可を出せますか。手続はどれぐらいかか

りますか。それを、いや、売ってくれないって、我が家を使おうなんて。一番肝心なのは、そのことで県民負担は10億円余計にかかるんですよ。これをいとも簡単に場所を変えると。知事は交渉にも行ってない。こんなことじゃだめですよ。

ちょっと話が広がり過ぎたけれど、先ほどの話に戻すと、160億の投資をやろうという。それに県も、ぎりぎりいっぱい支援をしよう。それでも足りない。足りなきゃどうしようもない。これはできんかもわからんぞと。今の船は結構動くぞと。今の船でも会社は5億円の利益を出した。6億5,000万を出したよ。これでもいいじゃないかという判断もありますよということ。支出させる、させないというのは、我々39名の議員で判断することですよ。メリットが余りないところの人が多いですよ。やっぱり知事はそこを理解して、真摯に頼まなきゃだめですよ。どうするんだというところ、また、つくるかつくらないかというところまで迫らなきゃだめですよ。この問題は。

だから、ぜひ部長、委員会でこういうのがあったということを知事にしっかり理解させて、彼は汗をかくべきと思うんです。

○渡邊総合政策部長 今、坂口委員から御意見をいただいたところでございます。担当課長からの話もありましたとおりに、受益に応じた負担というのは、まさにそのとおりに思っています。運搬に限っても、3分の1は宮崎市産の野菜であろうということとか、固定資産税も3億程度、宮崎市に入るであろう。そして従業員の方々も宮崎市に住んでいる方が相当いらっしゃるということであれば、そこから住民税、あるいはそこに暮らす上での消費ということも生まれるであろう。それと乗客としても宮崎市の方

が多いんじゃないかという話もございました。そういったことをトータル的に考えると、やはりどこが受益が多いのかと考えれば、宮崎市ではないのかなと、一般的に推察できると思います。

そういったことで、市のほうも、9月の議会で戸敷市長が、要請があれば支援の内容も踏まえて、必要に応じて何らかの支援策を検討する。そういったふうな答弁もしていらっしゃいますので、そういったことを踏まえて、県と市で——委員からトップ同士の話でもということがございましたので、そのあたりのところを知事にもお伝えして対応を考えてまいりたいと思います。

○坂口委員 くだくなりますけれど、そしてまた、そんなことはあり得はしないだろうけれど、仮に日向市が60億を全部貸し付けようと。うちに本社移転をしてください。そしたら日向市と神戸にしか固定資産税は入らなくなるんですよ。従業員の人たちは向こうに異動して、向こうに住居を変えてしまうんですよ。それはあり得ないですけどですね。

でも、そういうことなんですよって。あなたのところに本社があるから、固定資産税の半分はあなたはもらえるのよ。神戸と分かち合えるのよってということ。それでもだめなら神戸に頼む方法というけれど、それは宮崎の恥ですよ。やっぱり宮崎県内で完結しないと。だから、それはぜひ。僕の強い願いと言ってもいいけれど、絶対にその方針に沿って最大の努力をして。本当は戸敷さんにこの会期中にその決定までしていただきたいんだけど、そしてすぐに契約に入って、1日も早くいい船をつくっていく。よくんば、やっぱり11月あたりかな。そこでちゃんと2人の首長が会見をして、しっかりと今後

のスケジュールも含めた——やろうと思えばやれることですから、お金だけですから、ぜひお願いしておきます。

○日高委員長 関連で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 では、そのほかに関して。

○高橋委員 新しい「ゆたかさ」評価の関係ですけれど、別冊の資料で25ページ、26ページにかけてちょっとお伺いしたい。

これは内部評価も外部評価もAということですが、私は中山間地に住んでいる者として、あんまりこう実感が湧かない、ぴんときないわけですよね。例えばこの中核的企業の育成で、認定数とかが目標を上回ったと。私はそこから先を問わないと、結局そこを中核的企業に何で選んだのか、いわゆる何か調達をしてもらうことで、その下にある中小企業ももうかっていくんだよという、何かそういう仕組みがあったんですよね。そこまで見据えた評価をしているのかですよね。

中山間地の産業振興もAだけど、それは日南では余り感じられないなと思いながら説明を聞いていたんですよ。実態に合っているかなというのが、ちょっとここはぴんときないものだから、もう少し何か理解できる、こういった評価でAなんだよということを、いま一度説明をいただくとありがたい。

○小倉総合政策課長 まず、今委員御指摘の中山間地域の産業振興のところは、恐らく27ページの地域経済の循環促進の重点項目の一番下にあります中山間地域産業振興センターの支援の結果のマッチングですとか、新規件数が3で、件数がふえたことによるということ、言ってしまうとこの評価が、この部分の唯一のところになっています。

そういったアウトカムも含めて、全体のプログラムとして評価をしているものでございますので、確かにおっしゃるとおり、例えば個別の実感がなかなか湧かない部分も——というよりは、県全体のアウトカムとして、県際収支の問題もそうですけれども、生産額が上がっているとかというところがございます。

ですので、もちろん個別の取り組みについては、いろいろと御要望なり御意見をいただければなと思いますけれども、プログラムの評価としては、そういったことでAと出ささせていただいております。それぞれのいろいろな中山間に関する施策という意味では、また取り組みを今後評価していく形をとってまいりますので、その中で、いろいろといただいた御意見を踏まえながら対応をしていくところかなと考えております。

○高橋委員 県全体で指標を見たときに、そういう判断をされたというのは理解するけれども、これには、やっぱり、「ただし」というのがつくと思うんですよね。言わば地域間格差はあるんだよということ。それと事業間格差もあるんだよということ。そういったところを説明しておかないと、県民は何か実感が湧かないよな、ということになると思うんです。そういったところを注意して、説明をつけ加えていただくといいかなと思います。

○小倉総合政策課長 新しいアクションプランでもできるだけわかりやすい言葉で、いろんな概要版をつくりまして、今後の県の施策の取り組みについてもできるだけわかりやすいように、やってまいりたいと思いますので、おっしゃった御指摘も踏まえて、今後政策の評価も指標のあり方も必要に応じて見直していくこともあり得ますので、そういったところも御指摘いただ

きながら、また、実感が湧く取り組みに関してもできるだけ対応できるようにしていきたいと思えます。

○高橋委員 統計条例の改正で。14ページ、15ページの新設する条例です。例えば、かたり調査とあるじゃないですか。これは条例にうたわなくても、やっちゃいかんことですよね。それで、条例に明記することで効果が出るような仕掛けを何かされるんですか。かたり調査を防止する。

○長倉統計調査課長 かたり調査につきましては、本県の条例では、今まで入っていなかったもので、今回入れたいと思っています。

国の統計法では、もう10年前の改正だったですか、そのときから入ってしまっていて、他県の条例でも入っているところが多いと。これまで本県内であったかどうかというと、私が知っている限りでは恐らくなかったんですが。全国的に見ると、やはり国勢調査があった年に、何かこういうのがあって、個人情報を聞き出そうとしたとかいうふうなこともありましたので、こういったのも絶対だめだよと。かたり調査については厳しい罰則もありますから、そういうことで抑止力になるとは考えています。今回の条例に入れることで、これまでなかったからいいということではなくて、こういうものもありますよということで、抑止効果にはなるのかなと。

午前中にも話が出ていましたけれども、特に昨今、いろんな名を借りた詐欺ですとか、高齢者をだますとか、そういったものもありますので、こういったことを入れることで、一つ、統計調査というものに対する安心をいただけるのではないかなと思います。

○高橋委員 それと、庁内での二次利用と外部提供ですよ。これはやるべきことですよ。

いわゆる条例にうたわなくてもやっていた分はあるわけでしょう。その二次利用でも外部提供にしても。

○長倉統計調査課長 統計調査情報の二次利用、それから外部提供というのは、統計法レベルで、基本的には禁止されている目的外使用になるということで、世間一般の感覚では若干びんとこない感じはあるんですが、例えば、役所の中で非常に厳しい取り扱いが課されている個人情報ですとか、電子データとか、それこそマイナンバーなんかもありますけれども、そういった類いのものとしてというのが、統計調査において調査票情報を書いていただく。

先ほどの説明の中で、売上高とか試算とかそういう話もしましたけれども、例えば、個人レベルの家計調査的なものであっても、例えば貯蓄額ですとか、負債額ですとか、非常に個人的な情報が入っているものですから、結果として、統計という最終的なアウトプットになってしまうと、宮崎県全体として、もしくは市町村レベルでの情報にまとめられてしまうので、集計された情報になってしまうんですが、今回こちらで言っている二次利用とか外部提供とは、最初の入り口の調査票情報、名前が入って貯蓄額が入っているとか、そういった生の情報のことを指してしまっていて、そういったものについては、基本的に統計法で禁じていると。ただし、統計法の中でも法律に特別に定めがある場合、もしくは、その条例で記載した場合には利用ができる。ただし、その利用をするに当たっては、提供を受ける側が絶対に外に出さないとかいうこと。それからきちんと管理するといったような担保を前提に、利用が許されるというふうな内容のものでございます。

○高橋委員 それは守秘義務でくくれるから、

今おっしゃったことはクリアできると思うんだけど、今まで二次利用をしたことはあるんです。いわゆる生の具体的な調査票を出すことはしなかったにしても、総括表を活用するとか、そういうことをやった統計もあるんじゃないんですか。ないんですか。

○長倉統計調査課長 例えば、庁内でこういった情報がないかとかということで、例えば結果に近い部分や、ある程度まとまったものを情報提供するとかはあったかもわかりませんが、入り口の部分の情報は、恐らくないのではないかなというふうには思います。ずっと以前のことで承知はしていないんですけれども。

○高橋委員 私の思い込みで言ったかもしれませんが、今度条例改正をすることによって、さっき課長がおっしゃった生の情報までやりとりができるんだよという条例改正ですね。そういう理解をしていいんですね。わかりました。

○坂口委員 プール整備の考え方で、なかなかこの説明資料を見てもわかりづらいんですが、まず、余剰地活用のところで、PFI手法でのプール整備と余剰地の活用では異なるノウハウを求められるため、手続の進め方等については工夫が必要って、これはなかなか理解が難しいんですけれど。プールと余剰地の活用の仕方は別々に考えたほうがいいですよと、全然性格が違うからという意味になるんですかね、これ。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 プールについては、プールというつくるものがはっきりしておる状態であります。余剰地の部分については、何をつくるかが今の段階で全くない状況でございますので、つくるものについて考えると、その建設、それから運営のノウハウ等々について、違っているものが相当出てくる可能性が高

いということだと思っております。

○坂口委員 もともとPFIにかけられて、そしてVFMもかなりなものがあります。だからこれについてはPFIを導入しますということですよ。

そして、もともとこのプールをつくろうといったのは、国民スポーツ大会で50メートルプールが必要なんだと。それをどこにつくらせるかから始まった話なんです。最初は延岡にということだったけれど、諸般の事情だったんでしょうか、体育館と入れかわってしまった。なかなか経費ばかり食うものを。それで、関係団体とか関係者あたりから要望が上がり出したら、25メートルも必要なんだ、温水も屋根も必要なんだということになって。僕らは、当初は50メートルのプールを国民体育大会用につくればいいということで、場所もど真ん中じゃなくてもいいと思っていて、いたし方ないけれど、経費をどうやるんだって、この物入りでこれからすごいのにと言ったら、それは知恵を出そうよと。

民間にPFIでやらせて、ソフトとか経営とかが出てくると、年間維持管理費が何億か要るよと。それはその中からペイしてもらって、県にこれ以上コストをかけまいと。負担はさせまい。そんな方法をまず集めましょうということだったんですよ。そこで、プールといたら絶対に金が余るから県に納入しますなんてアイデアは出てこないですよ。そしたら指定管理方式じゃないですか、それは。赤字部分を県が出しますからあなたのところが管理してくれて。これはPFIとは違うですよ。

プールを2つつくって屋根をつけましょう、温水をつけましょうという約束も、当初、これは違うんですよ。それだったら野ざらしの50メートルプール、一つですよ。国体に向けた。平

和リースなんかは、でっかいテントを持っていますよ。雨が降ったときは。屋根も要らないです。基本に戻らないと。

そして、こんなことで公募するから、26ページの2、たった7社かな、しか来ていないし、肝心なのは、あの一等地をどう活用して利益を生ませるんだということ。そして、公的なものがちゃんと背景にありますよ。その範囲内でばくち場とかはだめですよ。それで利益を出して、プールの経費はちゃんと我が社が見て、場合によっては、所有権は県に戻して、県に使用料を払います。あるいは我々が所有権を持ったまま、リスク管理も我々がやっていきます。県の望みをかなえますというところを全国から集めて、チャンピオンを決めるのが、PFIの中のいろんな作業過程なんですよ。このページにある、これからのスケジュール。

これで言ったら、プールは要りません、何ぼくればやりますというアイデアしか上がってこないです。それは飛びつきますよ。あの一等地。これは、こんなやり方をしていたら失敗しますよ。それと議会との約束と全く違いますよ。国民スポーツ大会は50メートルプールがあればいいんですから、ここはやっぱりスポーツランドとしての一つの機能を持たせようと、その辺がスポーツドクターとかリハビリ、あるいはいろんなお医者さんグループとかいろんな人が個々に入って、複合的な価値を最高に高めようということなんです。

それを、今度は波及的に地価が上がる、そこに行きたがる、さまざまな人たちが来るということで、大きな起爆剤として期待をしたから、こんな大きい絵を描いてもいいんじゃないかということ、我々は理解してきたけれど、別々にかけたらそれは人が集まらないですよ。工事

屋さん和管理屋さんが来るぐらいで。世界的にいろんなノウハウを持って、あそこを俺に使わせてくれと、こういうことをやらせれば利益を必ず上げるといような人は、プールには参画してこないです。だからプールが足手まといになれば、次の人たちは新たな企業体をつくってそこを運営していくわけでしょう。プールの赤字をおまえが補填してやれと言ったら、たちどころに株主への背信行為です。

よそさまの赤字を補填することはできないですよ。あくまでもこれは一体でやるか、それが難しく、こんなおせらしいこと——おせらしいってわからんかもしれんけれど、その公募者が言うと、それは遠慮してもらうか、さっさと考え方を改めて、50メートルプールだけをつくることです。そして地代の安いところ、便利のいいところ、インター近辺かどこかで国民スポーツ大会をやることです。物すごい財政需要がこれから始まるんですよ。

だから、でき得れば、言いますように、本当に今のこの構想をものにするんなら、実際実施しようとするんなら、やっぱりBOTを含めて、もうリスク管理から何から全て負ってください。さっきの国際音楽祭と一緒に。修理代をうちに何億も出させないで、それも見込んであんたら受けてくれと。そして、この施設が機能を果たして、時期が来たなら県に返してくださいという方法ですね。そんなんですよ。

それからもう一つには、RO方式というものも研究してもいいかもしれない。古いのを修理してください。あなた方に使わせませぬ。金がもうかるようにやってください。そのときは指定管理者じゃないけれども、本当に合理的なものだったら、ある程度の県費の出費もしようがないですよ。でも、利益が出るところとか、チャラで

やってくれるところだったらそこに任せます。そこまで県の財政は厳しいところに来ていると思うんですよ。

だから、酸っぱく言いますけれど、道路問題だ、雇用問題になるといかに、今言っておくけれど、もしこれをプールだけでやるんだったら、そんなリスクを負わずに50メートルのプールを安い地代のところにつくるべきです。どこからでも来れるようにすべきと思うんですよ。

だから、そこらが見えないし、これは業者の思惑が入っている報告みたいな気がして。プールはどこかにやらせておこうと、すると、下手すればこれはやり手がなければ、県は年間二、三億出すぞと。我々はおいしいところをもらおうと。ひょっとしたら、周辺の地代は、宮崎の超一等地になりますよ。そこらを見据えてやらないと、僕はこれは暗礁に乗り上げるか、とんでもないことになると思うんですよ。素人が超プロを相手の、これは何というんですか、この説明会というのか、プロポーザルのあれになっているのか。だからやっぱり部長、これはもう一回、最初の流れ。議会との約束はそこからだったんですよ。

○渡邊総合政策部長 26ページにお示ししているのはあくまでプールに特化した形でのPFIの検討をしていただいたということで、お示したところでございます。

とはいえ、坂口委員がおっしゃいましたとおり、基本的な当初の考え方は、余剰地を含めた全体でもって、ある程度の収益を上げて、そしてその収益でもって県のプールの運営費、維持管理費、それを可能な限り減らしていこうと。そういうことでやろうということでございますので、そういう基本的な考え方は変わっておりません。そういう全体的なものの中でPFIと

いうものを考えていこうと、そういう検討をこれから始めさせていただきたいと、そういう内容で今回御説明をさせていただいたところでございます。

○坂口委員 そういう考えでやっておられるならいいけれど、これでプールだけ先行したら、そのグループからチャンピオンを決めなきゃいけなくなっていきます。求められなくなります。それじゃこっちと言ったら、こっちは競争がある。それであなた利益を出して、こっちもやってくれないかと言ったって、それは法律上、限界がありますと。うちは株式会社で株主さんの同意が必要だと逃げられてしまいます。それなら、最初から50メートルプールだけをつくって、後は余剰地は余剰地でそのままがいいと思うんですよ。

だからこれはもう一回、これはこれで参考として。これたった7社とか。建設会社が7社、その他金融機関が1社、金融機関はうちが出資できるかどうかの、俺もそこに入ってもうけてやろうじゃないと思うんです。どういったことで、これ採算が成り立つのかなど。場合によっては協力依頼があれば、私のところも融資していいなど。場合によっては我々も本社拠点をそこに移そうとか。でも移すにしてもプールサイドには移さないですよ。やっぱりこっちの余剰地です。これはプラスとマイナスを一緒にしていかがですかと、どこが一番いいアイデアを持っておりますかということで、一体でしないと失敗しますよ。これはもう常識だと思います。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 考え方は、坂口委員のおっしゃるとおりだと思っております。

今回の整理は、まずプールそのものをPFIでやったときに、その効果がなければいけない

というのがあるものですから、それがあるかどうか。それから、余剰地がかなり出ますので、その活用について、どれだけ関心が高いだろうかというところの民間ニーズといいますか、そういったものを聞いていったということでございます。

トータルとして、全体的な維持・運営等のコストをできる限りゼロに近いものに持っていくという基本的な考え方のもとに、あとは全体をどういうふうにやってもらえるところを探していくのかというところが、進もうとすれば、今後の民間対話のテーマということになってまいりますので、そういう考え方を基本において作業を進めていく考え方でおります。

○坂口委員 何か、最終的に行き詰まる可能性がある気がしてしょうがないんですね。やっぱり最終的には一体で一つの運営主体を選んで、一番いいところに任せていこうということじゃないと、別々だったら合意をしても、こちらがもうやめたとなったり、これは一体にすべきと思うんですね。じゃないと将来見通しがちょっと不安定になるということと、プールについて詰めようしたら、まずは県が概略設計まで行っていいじゃないですか。これをもとに、この施設は義務づけだよと、その上で、これだけの面積であなた方は一番いい、それはあくまでも宮崎県がちゃんと後ろに控えていて、最終的な所有者としては県がいる施設として、こんな条件を満たす絵を描いてくれというの。それがごく当たり前だと思うんですね。

それで、その中で最終的に決めるときに、これはいいことだなと思ったし、これは当たり前なことだとも思うけれど、VFMの考え方で3%とか5%とか出された。そこで金額比較じゃなくて、質比較ですね。バリューエンジニ

アリングも含めて。トータルの判断して、公共が持ち主だということを考えると、あなたのところのアイデアは、公の役割をかなり含んでくれている。だから高いけれどもというか、その場合は安いけれども、あなたにしましたという選び方、それがPFIだと思うんですね。

そこはやっぱり一体でやっていかないと、もしや、そういうお荷物をまたそんなことになるんだっただらということ、うちはこっちは希望するけれど、こっちは希望しないなんてなったら、本当にもう本末転倒ですよ。副産物だけ残って、主産物がなくなっちゃったというふうなことにですね。そのリスクは負うし、そこだけ区切るとなったら、恐らく、もう単純に指定管理者のほうが僕はいいと思うんですね。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 我々もそういうことで進めたいと思っておりますので、今年度末から来年度の頭にかけて、その実施方針といいますか、民間が対応していく基本的な方針を定めまして、その後に具体の提案を受けていく作業になりますので、その前段として、そういった手続をしたいというきょうの御報告であります。それに当たっては、やはり一体として考えていくことを前提にしたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

○坂口委員 全部セットにされるということですね。はい。

○日高委員長 その他で何かありませんか。

○鎌田情報政策課長 午前中の委員会で資料要求がございましたが、マイナンバーカードの市町村ごとの交付状況につきましては、お手元に1枚紙で、宮崎県内のマイナンバーカード交付状況ということでお配りしております。

市町村ごとの数値につきましては、総務省の

ほうで確定値を公表しております。これは7月1日現在となっておりますが、これが最新の数値となっております。

ただ、私が午前中の委員会で来住委員からの御質問に対して、県全体の交付率等を申し上げましたが、これは本年8月末現在のいわゆる見込み値を私どものほうで算出したものでございまして、一応概数ということで御理解いただきたいと思っております。確報値につきましては、このお配りしました資料の一番下にありますように、7月1日現在で18.3%となっております。

○日高中山間・地域政策課長 午前中に高橋委員から質疑がありました委員会資料の5ページをお願いしたいと思います。

中山間地域振興計画に基づいて行った施策の再造林面積のところ、5ページの目標指標の達成状況の上から3つのところの数字等がございしますが、この数字と先日新聞報道でございました再造林が進んでいないというもののの中の本県の数字等がそこに上がっております。

その関係をとということでしたので確認しましたところ、まず5ページの再造林面積の一番右のところ、目標値ということで、平成30年度は1,860ヘクタール再造林をするという目標を掲げたのが、左のほうに策定時現況値というところにある平成25年度と括弧書きでありますけれども、平成25年度にそういう目標を立てて進めてきたと。毎年そこに上がっている数字の再造林を行ってきましたということで、その結果、再造林がされていないところが全部埋まったかということ、そういうわけではなくて、そこが新聞の数字であります。

これは、国の調査でありますけれども、2017年度末で、本県で896ヘクタール、まだ再造林がされていないところがあるという数字が報道さ

れております。

ですから、この表の数字でいきますと、平成29年度(2017年度)、2,124ヘクタールの再造林を行ったんだけど、その結果として、896ヘクタールはまだ再造林が行われていないということでございます。

環境森林部のほうで、25年度に目標値を1,860ヘクタールと定めておりまして、それは達成はしているんだけど、結果としてそういう伐採、推計面積の8割程度を目標として掲げてやってきているのが、要するに再造林面積がふえていたりとかいった状況で再造林ができていない分ができていくということで、今後その目標値を高くしていかないといけないと。完全にゼロにすぐできるというわけではないんですけども、毎年ふえ続けていく伐採についても、できるだけそれを埋めて、高い目標値を掲げて今後再造林に努めていくということでございます。

以上でございます。

○高橋委員 余りのみ込めなかったんですけど、私が記憶する限り未済地は、2,200ヘクタールぐらいあったんです。東国原知事時代に話題になって、これは一旦ゼロにしたんですよ。環境森林部が頑張ってゼロにして、当然造林をしないといけない山というのは毎年生まれてくるわけだから、必ず造林をしていない面積は常に存在するはずなんですよ。

だから、この目標値の取り方が、さっき冒頭おっしゃった平成25年度が基本になっているということでの説明ですよ。

○日高中山間・地域政策課長 平成25年度時点で、8割程度とすると、この数字だったということで、これを目標にしたと。ただ実際には、それ以上に伐採等が進んだ関係もあって、再造林ができない部分が積み重なっていったという

ことでございます。

○高橋委員 さっきから目標値の立て方がいろいろあるけれど、目標値によって、達成しないとかいうふうに変わったりするわけで、何かその辺がうまく私たちに伝わらないところがあるので、何か工夫してほしいなと思います。

○日高中山間・地域政策課長 本来であれば、毎年毎年の状況を踏まえて、目標値を上げていくの事をしなければいけないのかなと思いますけれど、この計画自体が4年間の計画期間で、途中で計画の数字を変えておりませんので、こういう結果になっているのではないかなと思います。

○高橋委員 わかりました。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時54分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○武田総務部長 総務部でございます。

それでは、本日御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付の総務政策常任委員会資料により御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、1の予算議案についてであります、

令和元年度9月補正予算案の概要につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、2の特別議案につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例など、3件を提出しております。

それでは令和元年度9月補正予算案の概要につきまして御説明をいたします。

右側の資料1ページをごらんください。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は国庫補助決定に伴うもの、及びその他必要とする経費について措置するものであり、補正額は63億9,891万3,000円の増額であります。

また、今回の補正予算の歳入財源といたしましては、国庫支出金1億7,226万7,000円、繰入金1,150万円、繰越金61億7,049万3,000円、諸収入375万3,000円、県債4,090万円であります。この結果、9月補正後の一般会計の予算規模は6,115億8,685万円となります。

2ページをお開きください。

一般会計歳出の款別一覧であります、主なものを申し上げますと、一番上の総務費は平成30年度一般会計決算に伴います繰越金の一部について、地方財政法の規定により県債管理基金へ積み立てるもののほか、佐土原駅のバリアフリー化整備を支援するための経費等を計上しております。

次に、民生費は認定こども園等の施設整備を支援するための経費等を計上しております。

1つ飛びまして、農林水産業費は鳥獣侵入防止柵等の整備を支援するための経費等を計上しております。

また1つ飛びまして、土木費はことし5月の豪雨により、宮崎市等の海岸に漂着堆積した流木の処理について、国庫補助事業の対象となったことから、当該費用を計上しております。

その下の教育費は、五ヶ瀬中等教育学校の募集定員を男女同数に見直したことに伴いまして、寮の改修を行うための設計経費を計上しております。予算案の概要につきましては、以上であります。

なお、議案の詳細につきましては、担当課室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、ことし7月22日に覚せい剤取締法違反容疑で逮捕されました環境森林部職員につきまして、先月23日に不起訴処分となったことを御報告いたします。当該職員は既に職場に復帰し、通常どおり勤務しておりますが、県といたしましても、今後とも業務に専念できる環境の確保に努めますとともに、引き続き、各職員に対しサービスの規律保持と注意喚起を徹底してまいります。

私からは以上でございます。

○吉村財政課長 引き続きまして、常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

議案第1号、一般会計補正予算の歳入予算を御説明いたします。太枠内の今回補正額欄をごらんください。

まず、自主財源、61億8,574万6,000円の内訳は繰入金1,150万円、繰越金が61億7,049万3,000円、諸収入が375万3,000円であり、依存財源、2億1,316万7,000円の内訳は国庫支出金が1億7,226万7,000円、県債が4,090万円となっております。この結果、歳入合計は一番下になりますが、63億9,891万3,000円となり、今回補正後の歳入合計は、その右隣りに掲載しております6,115億8,685万円となります。

4ページをお願いいたします。歳入の科目別内訳になります。

まず、繰入金につきましては、今回の補正予

算に計上しております事業の財源といたしまして、説明欄に記載しております2つの基金から繰り入れを行うものであり、1,150万円の増額となっております。

繰越金につきましては、平成30年度一般会計決算の実質収支額、いわゆる決算剰余金を繰越金として計上しております。

諸収入につきましては、来年2月、大阪にあります国立文楽劇場で講演いたします神楽講演の財源といたしまして、日本芸術文化振興会から受託料を受け入れるもので、375万3,000円の増額となっております。

国庫支出金につきましては、主なものを御説明いたします。まず、国庫負担金のうち土木費国庫負担金につきましては、5月の豪雨で宮崎市及び日南市の海岸に漂着し、堆積しております流木の処理につきまして、国庫補助の採択を受けましたことから、4,550万円を計上しております。

国庫補助金のうち、民生費国庫補助金につきましては、認定こども園の施設整備等に要する経費等につきまして、1,831万2,000円を計上しております。

農林水産業費国庫補助金につきましては、鳥獣侵入防止柵の整備等に係る補助といたしまして、9,809万円を計上しております。

最後に県債につきましては、国庫負担金で御説明いたしました流木処理に係る補助公共事業の地方負担分といたしまして、県債の発行を行うものであり、4,090万円の増額となっております。

以上が歳入予算の説明になります。

引き続きまして、財政課の補正予算を説明いたします。別途お配りしております歳出予算説明資料の17ページをお願いいたします。

財政課の9月補正予算は、補正額欄の2段目に記載しておりますが、一般会計で61億5,151万8,000円の増額をお願いしております。この結果、同じ段の右から3列目、補正後の額の欄に記載しておりますが、補正後の予算額は900億9,679万円になります。

19ページをお願いいたします。

補正予算の内容となります。事項債管理基金積立金になります。これは、歳入予算の説明の中で申し上げました平成30年度一般会計決算の実質収支額、いわゆる決算剰余金であります。繰越金のうち、一部を今回補正予算に計上しております。事業の財源として充当したその残り、61億5,151万8,000円を地方財政法第7条の規定に基づき積み立てを行うものであります。

財政課は以上であります。

○田村人事課長 人事課からは条例2議案につきまして、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の6ページをお願いいたします。

議案第6号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、及び議案第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」であります。

まず、1の条例整備の理由であります。参考でございますように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、①の特別職非常勤職員や②の臨時的任用職員については任用要件が厳格化され、③、④の会計年度任用職員については新たに一般職の非常勤職員の職として創設され、令和2年4月1日から施行されます。

これに伴いまして、本県におきましても会計年度任用職員制度を新たに導入するため関係条例を整備するものですが、会計年度任用職員の

給与や費用弁償のように新たに定める必要がある事項については、議案第6号のとおり新たな条例として制定することとし、それ以外の勤務条件や文言、懲戒などのように既存の関係条例の改正で対応すべきものについては、特別職非常勤及び臨時的任用職員の改正とあわせまして、議案第9号のとおり関係する条例をまとめて改正する形にしております。

次に、2の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の内容についてであります。

(1)のフルタイム会計年度任用職員への給付内容についてですが、まずこのフルタイム会計年度任用職員とは、勤務時間が一般の職員と同じ週当たり38時間45分であり、給料は月額で一般の職員との均衡を考慮し、職務内容や職責、任用されるものの職務経験等を踏まえ、任命権者が決定することとしております。また、初任給調整手当、地域手当、通勤手当といった諸手当につきましては、その手当の趣旨に鑑み、一般の職員に準じて支給することとしており、期末手当につきましても、任期が6月以上の職員に対して支給することとしております。

次に、(2)のパートタイム会計年度任用職員への給付内容についてですが、こちらは一週間当たりの勤務時間が38時間45分に満たない職員であり、報酬は原則日額とし、一般の職員に適用される給料表をもとに、職務内容を踏まえ、任命権者が決定することとしております。なお、一般の職員であれば初任給調整手当や地域手当が支給される職や、時間外や休日等における勤務、または特殊な勤務を命じた場合については、関係する手当等に相当する額を報酬に加算して支給することとしております。期末手当につきましても、任期が6月以上、かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上の職員に支給すること

とし、通勤手当につきましては、現行の非常勤職員と同様、費用弁償として支給することとしております。

7ページをごらんください。

3の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。改正を要する条例は記載のとおりですが、(1)の会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の改正については、制度の導入に関するもののほか、特別職非常勤職員や臨時的任用職員に関するものも含まれております。

会計年度任用職員制度に関して、具体的には③の勤務時間や休暇につきましては、その職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が別に定めることとする規定を、4の退職手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤務が18日以上ある月が、引き続いて6月以上となるものについて退職手当を支給することとする規定。⑤の会計年度任用職員の給与等につきましては、給与条例とは別の条例で定めること。⑦については、会計年度任用職員を専門員等の報酬及び費用弁償に関する条例の適用対象としないこと。⑫については、育児休業及び育児部分休業を取得できることとする規定。⑮は、人事行政の運営等の報告対象にフルタイム会計年度任用職員を含めることとする規定などの改正であります。

また、(2)の改元に伴う元号の修正等についてですが、改元に伴う元号の修正のほか、地方公務員法の一部改正に伴う引用条文の修正及び文言等の修正を行うこととしております。

最後に、4の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行することとしておりますが、議案第9号の改元に伴う元号の修正等の一

部規定は公布日施行としております。

人事課からの説明は以上であります。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。常任委員会資料9ページをお開きください。

議案第16号「財産の取得について」であります。これは、財産に関する条例第2条の規定により、予定価格が7,000万円以上の動産を買入るときは、議会の議決に付することになっておりますことから、今回提案するものであります。

現在、整備を進めております防災拠点庁舎につきましては、所属間の間仕切り壁がないオープンオフィスを採用しており、壁面分だけで必要な書類等の収納量を確保することが困難な状況であります。

このため、1の目的にありますように、公文書等の適正かつ効率的な管理保存を図るため、2の取得する財産にありますように、移動書庫を取得するものであります。設置個所数は、執務室内が16カ所、各階の倉庫内13カ所の合計29カ所となっております。3の取得価格であります。消費税10%を含み、1億6,084万900円あります。

今回の移動書庫につきましては、設置規模が大きいことから、内訳に記載しておりますように3件に分けて一般競争入札を行ったところあります。

なお、いずれも県内業者が落札しております。今議会で議決が得られましたら、内装工事にあわせてレールの設置工事を行い、庁舎完成後に書棚を据えつける予定としております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありますか。

○高橋委員 会計年度任用職員、本会議の質問

でもあったと思いますけれど、もうちょっと整理させてください。臨時的任用の職員、そして一般職の非常勤職員、それぞれ今何人ずついらっしゃいますか。

○田村人事課長 臨時的任用職員につきましては、平成30年度の数字ですけれど、通常の任用が518名で、その他育休・代替等を含めると545名となっております。

また、非常勤職員につきましては、現在一般職の非常勤職員はおりませんで、特別職の非常勤として雇用しておりますが、そちらが2,644人となっております。

○高橋委員 特別職の非常勤職員が2,644人、例えば消費生活相談員ですよ、あの方は後者のほうになるんですか。

○田村人事課長 消費生活相談員を含めて、非常勤職員といわれる方は、現在特別職で雇用しております。

○高橋委員 確認できました。フルタイム会計年度任用職員になる人たちは、この特別職非常勤職員の方々を対象になるわけですよ。フルタイム会計年度任用職員。

○田村人事課長 現在、特別職の非常勤職員につきましては、いずれもフルタイムではなくて、短時間勤務の職員でございます。したがって、現在の特別職非常勤職員が会計年度任用職員に移行するとすれば、いずれもパートタイムの会計年度任用職員という形になります。

○高橋委員 逆に考えましたね、今、私。臨時的任用職員がフルタイムで働いているわけですよ。その方々が、フルタイム会計年度任用職員になるということで、全てがそうなるかどうかは置いておいて、対象者であるということですよ。

○田村人事課長 現在の臨時的任用職員につい

ては、制度が変わりまして、常勤職員に欠員が生じた場合に、厳格化されることから、今のまま会計年度任用職員に移行するというものではございません。ただ、現在、臨時的任用職員、22条職員、フルタイムの方々が担っている職は、引き続き業務として整理するというのであれば、会計年度任用職員の職として設置するという場合もあるかと思っています。

○高橋委員 今の説明を聞く限りでは、フルタイムの会計年度任用職員はそう生まれにくいというふうに理解しました。

○田村人事課長 今現在の非常勤職員については、全てパートタイムといいますか、短時間になりまして、臨時的任用職員についても今後どの職を——今現在、職の整理を行っているところでございますので、パートタイムになるのか、フルタイムになるのかは、今後精査をしてまいりたいと考えています。

○高橋委員 フルタイムで会計年度任用職員になる方は、生まれるだろうと思いますが、数が少ないと思いますが、その方々の健康保険はどうなるんですか。

○満行総務事務センター課長 フルタイム職員として任用した場合は、1年間は全国健康保険組合及び厚生年金の対象となります。2年目からは県の正職員と同様に地方公務員等共済組合法の適用となります。

○高橋委員 2年目から共済年金ということなんですね。そうすると、今度は年金とかも連動してくるので、長期もそうなるわけですね。

○満行総務事務センター課長 全て我々正職員と同じ待遇になります。

○高橋委員 ただ、契約が有期雇用、これは変わらないわけで、たしか1年間の雇用期間だと理解しているんですけど。その方々は1年間

の期限つきだから、この前も議場でいろいろと質問が出たんですけど、その人たちが翌年働けるかどうかという不安はつきまよってきますよね。これは、しょうがないんでしょうか。

○田村人事課長 会計年度任用職員につきましては、名前にもあるとおり、毎年度の会計年度ごとの任用になっておりまして、採用募集につきましても毎年度適切な募集を行い、客観的な能力の実証を行った上での任用になります。したがって、来年度以降、現在の非常勤職員が自動的に継続して任用されるということではないですが、今と同様の会計年度任用職に応募していただいて、適切な選考を経て任用されることは考えられます。

○高橋委員 当然退職金も計算されるんですよね。

○田村人事課長 退職手当につきましては、一応フルタイム会計年度任用職員が対象となっております。

○高橋委員 同一労働同一賃金が土台にあるわけだからそういうふうになるんでしょうけれど、当然5年連続して勤務していけば、これ正規の県庁職員として採用になるわけですよね。

○田村人事課長 民間の労働契約法で5年継続して雇用した場合、正規職員の道というのはございますけれど、地方公務員につきましては適用対象外になっておりますので、今回はないです。

○高橋委員 いろんな労働条件が向上したことは、当然いいことだと私としては理解をいたしますけれど、先ほどから申し上げるように、1年間勤めあげるたびの不安がどうなるかということが一つ課題として残るといふこと。あと採用方法で適切な選考とおっしゃいましたが、これまでの臨時的任用職員も当然適切な採用をさ

れていたと思うんですけど、いわゆる筆記試験とか、正規職員を採用するときのように、いろいろ段階を踏んで試験をクリアするわけじゃないから、ひょっとしたら私的なものが入ることもあるんじゃないかと心配をします。だから、そういう選考基準を明らかにすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○田村人事課長 会計年度任用職員の採用につきましては、毎年度適切な選考を行うことが基本でございます。その方法としては面接であったり、書類選考であったり、いろんな方法がございますけれど、あくまでも適正な選考を基本として考えておりますので御理解いただければと思います。

○高橋委員 全然疑っていませんよ。今、聞いてわかったことは、これまでの臨時的任用の方と特別職非常勤職員の数はある程度精査されるということを事前説明で聞きました。だから、ある程度働いてもらえる場所が狭まると理解したほうがいいんでしょうかね。総体的に人数が、今まで臨時的に来てもらっていた職員の方々の数が少なくなるのかなというイメージを持ったんですが、そういったところはどういうふうに理解したほうがいいですか。

○田村人事課長 当然、現在任用されている職員の方もいらっしゃいますし、また今後新しく事業に伴って任用される方もいらっしゃると思います。そういう意味で、人数についてはなかなかはっきりと申し上げることはできないんですけど、ただ継続する業務であれば、現在と同じような職員の数は必要になるのかなと思います。ただ、それは来年度の予算としてしっかりと事業として継続することが前提でございます。

○高橋委員 もう最後にしますけれど、特別職

の非常勤職員の勤務時間は、そもそもいろんな手当とか、あるいはそういったところを勘案して、短時間労働にされているんじゃないだろうかというのもあったりして、悩ましい部分があるような気がするんですよ。

例えば、先ほど冒頭で例を出しました消費生活相談員ですよ。私、この前の調査でお会いしましたけれど、非常に難関の国家試験をクリアして人助けをされている優秀な方です。こういった方々が、短時間労働で収入も少なくされている。それは、やっぱりこの方からすると、働きがい、モチベーションが下がると思うんですよ。何十万円という救済されてましたよ。そういう方々はよくなるかどうかを聞いておりますけれど。例を出した消費生活相談員ですよ。例えば、そういう方々の働きぶりからして、当然フルタイムの会計年度職員として採用すべきだと、私は思います。

○田村人事課長 会計年度任用職員で今回、新たに導入された中で同一労働同一賃金という考え方があって、やはり常勤職員の給与と比較均衡して同じような業務であれば同じような賃金、要は時間単価にすると同じぐらいのレベルということで、制度設計をされております。

その職それぞれについては、それぞれの業務内容ですとか、職の性質であったり、職責であったり、いろんな条件がございますので、それぞれの職ごとにどういう勤務時間で任用するのか、あるいは逆に短い時間でたくさん的人数を任用するのか、いろんな考え方がそれぞれの業務に応じてあるかと思っておりますので、具体的には個別に検討していきたいと考えております。

○高橋委員 わかりました。

○日高委員長 関連してございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、ほかの議案に関して。

○丸山委員 61億円は財政積立金に戻すということなんですけれど、今基金が227億円ぐらいあると思うんですが、足して280億か90億円近くの基金に戻るということで、よろしいですか。

○吉村財政課長 今回61億5,000万円余積戻しをいたしますので、今委員がおっしゃったとおり財政関係2基金で年度末財高見込みといたしまして280億円程度に戻ることになります。

○丸山委員 毎年、大体400億円ぐらい、いつも戻っているものですから、年度末にはまたいろいろ執行残とか国庫補助金の決定がこうなつたからで残ります。2月議会でいつも戻すものですから、大体今年度は幾らぐらいまで戻るんでしょうか。

○吉村財政課長 財政関係2基金につきましては、今後多額の財政負担が生じる事業が控えておりますので、現行450億円弱程度の基金残高をここ数年維持しております。今後、財政負担がかさみますので、可能な限り450億円程度に戻るように運営はしていきたいと考えております。ただ、今年度予算等におきまして国土強靱化対策等で多額な予算を措置している関係で、450億円まできっちり戻るかどうかは、2月末まで待たないと、なかなかわからないところではございます。

○高橋委員 議案第16号、横で高いなとおっしゃいましたけれど、これはしようがないんですが、消費税が10%での計算じゃないですか。契約が9月30日以前だったら8%適用だから、たまたま9月議会の補正だからしようがないんですけど、契約日でいわゆる8%と10%で違ってきますよね、その確認だけ。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 一応今回契約は10月以降に消費税10%になるんですが、実際

のものが入るのが結局——これは債務負担で組んでいるものですから、来年の4月以降に実際にもものが入ってくるようになりますので、10%となっております。

○高橋委員 契約日での額の決定とは違うんですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 実際の契約の後になります。

○高橋委員 入荷はもちろん当然後なんだけれど、お金の支払い額ですよ。それは契約時点の額面で払うべきじゃないですかということ。搬入はもちろん4月以降になるんでしょうけれど。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 契約は10月前になるんですけれども、実際にももの引き取りをするのが来年の4月——今年の10月以降になりますので、その時点での支払いになりますことから、10%ということになっております。

○高橋委員 私は仮の話をしているつもり。だって採決が10月以降だから、それは契約はできない。だから、それは10%で払うことは仕方ないけれど、一応契約の日で消費税は払いますよねというお尋ねです。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 基本的に消費税は、納品があった時点での税率になるということです。

○坂口委員 その他のその他ぐらいで、これ財政課長かな。財政というか、予算編成の査定から予算の決定までの作業で、これは総務サイドというか、財政サイドからなんですけれど、具体的には総合運動公園の盛り土高台ですよ、あそこの予算をずっと査定されてきたと思うんですね。

それで、18億円だったかな、それを計上されて、査定が通ったんでしょうけれど、あのときに当然成しとかんといかんのは、用地買収が伴

う事業ですから、用地取得の見込みというのは財政方からも大丈夫なんだと、執行できるんだというのは常識的にはあると思うんですね。公共事業の。こちら辺は、その時点ではどんなだったんですか。

○吉村財政課長 まず冒頭おわびを申し上げます。総合運動公園におきます盛り土高台の建設事業につきまして、今年度当初予算に計上し、議会に御説明してきた整備計画を変更する必要が生じたことに関しましては、財政課長としてその責任を強く感じているところでございます。

盛り土高台を設置する場所につきましては、今委員御指摘のとおり私有保安林でありまして、事業の実施にあたりまして交渉による用地取得の前提がございます。財政当局といたしましては、予算計上にあたりまして、その時点で用地取得は大丈夫なのかと一応確認をしていたところではありますが、その後重ね重ね確認であることを改めて確認した上で、予算を計上すべきであったと現在反省をしているところであります。おわび申し上げます。

○坂口委員 ですね。特に今回の場合は土地収用法の対象にならないですよ。道路工事だと時間をかければ最終的には公の利益のためということだけど、今回は全くその対象にならない、しかも巨額の投資ですよ。そうすると、僕は契約書を見て初めて予算をつけるべきだと思うんですね。

だから、そこが一つというのがやっぱり、今後の参考——これ批判とかそんなじゃないんですよ。やっぱり今後のこととして、多分、僕らが財政方でも、そこら辺まで気づかなかった、買えるのと聞いて大丈夫と言われれば、じゃあということだと思っている。

それから、もう一つなんですけれど、保安林だったですよね。全く法律はわからないんですけど、僕らがあそこに何かをつくろうとしたら、公益性があるものをつくるにしたって保安林の解除という手続が、法律上の手続がある。環境森林サイドですよ、これが解除できるのっていう確認——解除が必要であれば、これは人の命を守る施設だから、木は切ったくってもいいよってなっていれば別ですよ。しかしながら、あそこの伐採となると、まず伐採作業に入る前の認可なり、許可なり、それにある程度の時間がかかると思うんですね。やっぱり保安林といったら、それをやってもだめですってなるぐらいの、一番そういった位置づけの高い土地だと思うんですね、性格上。

だから、そのときにやっとなりて買収して、予算をつけて、今年度にはそこに仕事に入るんだけど、林務方は、こういう許可を出しますというのとかも。多分こんなのって何十年に一遍ぐらいしかないのかもしれないから、ここらは実際の作業ではどうだったんですか。

○吉村財政課長 保安林であることは、財政課としても認識しておりましたので、県土整備部に環境森林部と保安林解除も含めてきちんと整理するよという話はしていたところです。今となつては、もう言いわけになってしまうんですけど、その際に民有の保安林であるという二重のハードルがかかっている場所だということ認識した上で、予算措置をすべきだったと考えております。

あわせて、委員から収用がきかない土地であるということです。土地収用法で収用ができる事業はきちんと規定がされておりますので、改めてその土地収用法の規定にない事業をするにあたって用地取得する場合には、その確認を

した上で今後予算措置について十分検討してまいりたいと考えております。

○坂口委員 ちょっとくど過ぎると思わんでください。いわれたように保安林ですよ、だから逆算していけば、もうこの場所しかないんだというものがないと、林務方もオーケーは出さないと。ここにあるじゃないということ。あつたですよ。しかも自分の土地だったですよ。あすからでもスコップが入れられる場所。だから、ここを持ちながら、まず保安林に目をつけたということですよ。ここもやっぱり十分僕は反省がいますね。それと、やっぱり保安林は生かすべきということも含めて尊重すべきだと思うんですね。

そして強制力もないということで、断念だと思うんですね。変更じゃなくて、これはもう断念しましたという。だから一旦ここで断念したことに対しての県民への説明とそれなりのけじめがいますね。僕は、ここは謝罪だと思うんです。判断を間違えたという。

加えて、その謝罪を後押しするのは、おかげで10億円の県費の支出増です。これは物すごく大きいですよ。10億円の増。議会としても、これが最初から62億が72億であっても、命を守るということでノーとは言えなかったでしょうけれど、でもやっぱり審査過程の中で10億の差というのは物すごく大きいです。だから、議会に対してもそれなりの謝罪というものはいると思うんです。逆だったらいいですよ。節約するって、よかつたなって、10億県民負担が減ったな。よく知事あつた頑張つたよと。一ツ葉有料道路を50円下げる以上の価値がこれはあるよって、10億はですね。

だけれども、一方じゃその一ツ葉では県民負担を軽くするために50円下げますと言っている

んですよ。ところが下げたって、40億と10年間でかかる57億という金を集めないと同じなんです。集めなきゃなんないのは。ということは、負担は1円も下がっていないんですよ。あそこはですね。こんなのが、曖昧に表現されているということですね。

さっきも総合政策部に言ったんですけれど、もう2度目なんです、ただにしてあげる、ただにしてあげるってあの道路は。有料延長って、僕らは使って、金払ってきて、もう建設費は払っているんですね。だから、国土交通省からも何ら言われる筋合いはない。無料にしてくれれば、僕らもやっと自分らが今まで投資してきたものがただで使えるようになった。自分のものになったんですけれど、また延長というでしょう。

ところが、これ延長すれば住吉バイパスの工事が始まるんだって、僕は聞いているんですけれど、そことセットだったらこれもおかしな話ですよ。県の判断は。住吉バイパスって僕は余りメリットない。それよりかは、うちらで本当に不便な10号の歩道もないところ、いつも高校生らが通るのをはらはらしながら車でいくところ。そこを優先してほしいというのが僕らはあるんですよ。僕らにまだ利用者として、今後とも負担させるんなら。

そこら辺は、やっぱり、しっかり県で一つの方針、あくまでもどこを優先してあげるべきか、誰を対象とすべきかは間違わないようにしないとけないというのと、やっぱり言いますけれど、知事は50円下げたのがある意味自分の誠意だと、精いっぱい悩んで50円下げるんだと。この10億円の歳出増を至らしてしまったのは、私は本当にじくじたるものがあるというのを、僕はやっぱりこの議会中に示してほしいですね。それなりの場で。これはもう強制できないけれ

ど、それが僕はやっぱり県民に対してのけじめと誠意だと思うんですよ。

そういう意味で、より真剣に財政方が。最終的には知事査定があるから、おのずと自分の責任でもあるんだけど、こんなことで宮崎の代表者に頭下げさせちゃなんないぞというようなものをしっかり共有してやっていかないとだめだなと思う。10億円高くつきますと、いとも簡単にいうけれど、これは物すごく大きな問題ですよ。だから、そのところはぜひ生かしてほしいと。これは何も小言を言っているんじゃないけれど、やっぱりしっかり学習してほしいなと思うんですね。これ、総務部長もしっかり受けとめた見解を聞かせて欲しい。

○武田総務部長 今、坂口委員から御指摘ございましたけれど、総合運動公園の盛り土高台に関して、そして一ツ葉有料道路についても同じでございますけれども、本当に当初計画していたり、もしくは予算をつけた部分について、今回こういった形で見直しをせざるを得ない状況になってしまったということについては、本当に深く反省をしておりますし、またそういう意味では議会に対して、また県民の皆さんに対してこういうことを行ってしまったということについては重く受けとめたいと思っております。

委員御指摘のとおり、今後予算編成にあたりましては、しっかり各部局と情報、連携をとりながら、間違いのない方針を立てた上で進めていけるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも御指導、そして御協力をお願いしたいと思います。

○坂口委員 ぜひ今回、そこを真摯に受けとめて学んでほしいなというのと、そういうところにまず軸足を1回置いて、そこを原点にして、これは、どれが正しいというのも難しいと思う

んだけど。また、さっき言った一ツ葉有料道路の有料期間延長。それは何かというと、さまざまな事情があって、橋を強くするのに31億円要りますよ。津波が来たときに、ぱっと迂回できるように看板なり工事なりで9億円要りますよ。だから、40億円の投資って、これは県民の財産ですよというのはわかるんですね。

ただ、有料道路としてその作業をやるためには、やっぱり道路公社を含めたソフト部分でも延長していくことになる。それが、今後10年間で57億円要りますって。でも、これは時間とともに消えていく金ですよ。無料にすればどうなるかといったら、あそこの料金所を撤去したり、毎年要る2億1,000万ぐらいですか、維持管理費の平均。これで済んでいくわけ。しかもこれを一般財源から出していけば、僕らには延長するメリットがなくて、ほかの人に大きなメリットがあるのに、僕らがその対価を払うという理不尽なこともしなくて済む。

それをあえて飲んだにせよ、さっき言いましたように津波を想定しないとだめなわけでしょう。だからやるわけでしょう。南海トラフ地震は津波は発生しませんってなっていれば、耐震補強だけでいいです。ある程度の台風が来たらあそこは3日、一週間通行どめです。原因は何か。波が運んでくる砂です。あれを撤収するのにそれだけかかるんですよ。ただ、あの道路の底がやられただけで、3日も一週間も重機持ってきて片づける。津波が来たらどんなになりますか。あそこ一面砂ですよ。あれを支援道路として今後とも位置づけていくんなら、万が一のときは砂が防止できるように、洗掘して道路が陥没することも防止できるように、何百億の金が要りますよ。ひょっとすればもう一桁ふえるかもわからない。それをやって、初めて災

害時の緊急支援道路ですよ。

もしこれがやられたら、道路修理どころじゃないですよ。ほかのところについて、これが通行できるようになるまで、何年かかかりますよ。だから、今後もあえて支援道路として位置づけて、本当に大事な道路として投資をしていくのかということです。今度10年間過ぎたら、お金はもう絶対取れないですよ。一般財源では。それよりか、どこの省庁が何といおうと住吉バイパス、10号線バイパスを徹底してやっていくんだと、そんだけの投資を。津波でもやられないんだと。緊急支援道路で機能するんだと。西バイパスもそのために環状もやっているんだと。一遍財政方は、将来にわたって、避難経路をつくって、これを支援道路として投資していくなら、何年間でどれだけの金を投資しないと機能は維持できないよということにも目をつけて、そこら辺も予算の査定のあるとき。もし津波が来て、台風ぐらいの高波でいいですよ。高潮のときは6メートル、それに1メートルも波が上がりゃ越しちゃうんです。砂を運んできたとき、一体どれだけの重機とどれだけの作業して、何時間で片づけるのってなったら、それは助けてもらうほうの道路で、助ける道路じゃないよねということに気づかれると思うんです。

無駄な投資とは言わないけれども、優先すべき投資じゃなくなると思うんです、あそこは。だから、そこら辺も考えてほしいなと思います。これはもういいです。県土整備部で委員会が違うから、査定のときにということではいいです。もうちょっとやっぱり大所高所から見たいなと。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして総

務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 45 分休憩

午後 3 時 49 分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、25日水曜日に行いたいと思います。開会時間は午後 1 時としたいと思いますので、よろしく願いいたします。変更があった場合には、再度御連絡をいたします。

それでは、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようでしたら本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時 49 分散会

令和元年9月25日(水曜日)

午後0時59分再開

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	脇谷のりこ
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		武田浩一
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	本田雄毅
総務課	主事	浜砂貴裕

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否を含めて御意見を願いたいと思います。

○来住委員 4つの議案が今から採択にかけられるんですけど、第1号、第6号、第9号の3件については、賛成できませんので、よろしく願いたいと思います。

○日高委員長 承知いたしました。

それでは、採決を行います。採決につきましては、個別採決で行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、採決は個別採決によって行います。まず、議案第1号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願い

いたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第1号については原案とおり可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第6号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第6号については原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第9号については原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号です。第16号について原案のとおり可決することについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手全員。全会一致で、第16号につきましては原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御意見はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時3分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りをいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査について、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

10月31日の閉会中の委員会につきましては、執行部からの説明を受けることで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時4分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 陽 一